

第4 資料購入費【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	資料購入費		
支出対象	図書・雑誌購入費		
細目	金額	注意事項	
日本農業新聞	31,476	長野孝道 12か月	
全国農業新聞	8,400	林健二 12か月	
参考図書	118,530	橋之口裕太 68冊	
合計	158,406		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読、参考図書購入。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	日本農業新聞、全国農業新聞とも支払証明資料が出されている。 書籍購入費についてもネット注文の疎明資料が出されている。		

内容面	<p>■各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。</p> <p>■書籍については以下のとおり。</p> <p>地方議員は必要か3万2000人の大アンケート⇒許容できる。</p> <p>岐路に立つ指定管理者制度…⇒許容できる。</p> <p>自治体民営化のゆくえ⇒許容できる。</p> <p>地域包括ケアのまちづくり⇒許容できる。</p> <p>ごみ効率化⇒許容できる。</p> <p>よくわかる地域包括ケア⇒許容できる。</p> <p>まちづくりとしての地域包括ケアシステム⇒許容できる。</p> <p>地域包括ケアとは何か⇒許容できる。</p> <p>自分らしく生きて死ぬことがなぜ難しいのか⇒許容できる。</p> <p>保育白書⇒許容できる。</p> <p>地域包括支援体制のいま⇒許容できる。</p> <p>プライマリー・バランス亡国論⇒許容できる。</p> <p>MMTとは何か⇒許容できる。</p> <p>インフラ・イノベーション⇒許容できる。</p> <p>日本政策投資銀行⇒許容できる。</p> <p>スポーツまちづくりの教科書⇒許容できる。</p> <p>医療崩壊の真実⇒許容できる。</p> <p>SDGs人材からソーシャル・プロジェクトの担い手へ⇒許容できる。</p> <p>理論疫学者・西浦博の挑戦⇒許容できる。</p> <p>新型コロナ対応・民間臨時調査会⇒許容できる。</p> <p>地方議会議員ハンドブック⇒許容できる。</p> <p>コロナ危機の政治（安部政権VS知事）⇒許容できる。</p> <p>自分の頭で考える日本の論点⇒市政と直接関連性があるか断定できない。</p> <p>按分が妥当と思われる。</p> <p>地域を変えるソーシャルワーカー⇒許容できる。</p> <p>イラストでわかるはじめての社会福祉法人会計⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容し得ると思われる。</p>
-----	--

	<p>社会福祉法人会計の「基本」⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容し得ると考える。</p> <p>介護職がいなくなる：ケアの現場⇒許容できる。</p> <p>コロナ危機の社会学⇒市政と直接関連性があるとは限らないが、新型コロナウイルスの流行という時勢を考慮すると許容し得ると考える。</p> <p>空気が支配する国⇒市政と直接関連性があるか不明。按分が妥当と思われる。</p> <p>スマホ脳⇒表題のみでは違法可能性があるが、内容はスウェーデンにおける教育政策に関連している。許容できる。</p> <p>図解入門ビジネス・最新地域商社の基本と仕組み⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容できると考える。</p> <p>広報会議10月号⇒市政と関連性があるかは不明であるが、議員の所属委員会を斟酌し許容できると考える。</p> <p>ソーシャル・プロジェクトを成功に導く12ステップ⇒市政と直接関連性があるとは限らないが許容し得ると考える。</p> <p>質問力で作る政策議会⇒許容し得ると考える。</p> <p>百田尚樹の日本国憲法⇒市政と直接関連性があるか不明。按分が妥当と思われる。</p> <p>介護事業を成功に導くはじめての施設長マニュアル⇒市政と関連性があるかは不明。不適切とも考えられるが、議員の所属委員会との関連性あり。許容できると考える。</p> <p>新しい世界・世界の賢人16人が語る未来⇒表題上、市政との関連性が非常に乏しいと思われる。不適切と判断する。</p> <p>教育は変えられる。⇒許容できる。</p> <p>コロナ後の教育へ⇒許容できる。</p> <p>最新教育動向2021時事ワード60⇒許容できる。</p> <p>経済安全保障リスク米中対立が突き付けたビジネスの課題⇒市政以外の目的介在の可能性あり。ただし、議員の所属委員会との関連性を考慮し全額許容できると考える。</p> <p>ポピュリズムとは何か⇒市政と直接関連性がない教養部分がある。按分が適切と思われる。</p> <p>保守主義とは何か⇒同上</p> <p>リベラルとは何か⇒同上</p>
--	--

	<p>戦後民主主義・現代日本を作った思想と文化⇒同上</p> <p>戦後民主主義・指導者論から熟議⇒同上</p> <p>広報会議2020・4月号⇒市政と関連性があるか一見して不明だが、議員の所属委員会を考慮すると適切と考える。</p> <p>革命・仏大統領マクロンの思想と政策⇒フランスの国政、首長に関する表題であり、市政との関連性が完全とは言い切れないと思われる。</p> <p>生物学的文明論⇒表題からして、佐世保市の市政との直接の関連性を見出し難い。</p> <p>言葉の力を高めると夢はかなう⇒同上</p> <p>家族と社会が壊れるとき⇒許容できると考える。</p> <p>新自由主義にゆがむ公共政策⇒許容できると考える。</p> <p>日本の盲点⇒市政と関連性があるかは不明。政務活動費からの支出は回避した方が無難と思われる。</p> <p>劣化する民主主義⇒表題より教養面が含まれているとも思われるが、民主政をテーマとしていることから許容できる。</p> <p>なぜデジタル政府は失敗し続けるのか、消えた年金からコロナ対策まで⇒許容できる。</p> <p>デジタル化でどうなる暮らしと地方自治⇒許容できる。</p> <p>女性の世界地図⇒市政との直接の関連性に疑問はあるが、男女の性別は政策に広く関わると思われ、許容し得ると思われる。</p> <p>無意識のバイアス・人はなぜ人種差別をするのか⇒市政との直接の関連性に疑問はあるが、人種差別問題は政策に広く関わると思われ、許容し得ると思われる。</p> <p>誰一人取り残さない住民に伝わる自治体情報の届け方⇒許容できる。</p> <p>まちづくり幻想・地域再生はなぜこれほど失敗するのか⇒許容できる。</p> <p>農業新時代⇒許容できる。</p> <p>データ農業が日本を救う⇒市政と直接関連性があるかは不確実だが許容できると思われる。</p> <p>2030年のフード&アグリテック⇒同上</p> <p>マッキンゼーが読み解く職と農の未来⇒同上</p> <p>食糧危機、パンデミック、バッタ、食品ロス⇒同上</p>
--	---

	<p>2021年以後の世界秩序⇒市政と関連性があるかは不明。政務活動費からの支出は避けた方が無難と思われる。</p> <p>SDGsのすごい会社⇒市政と関連性不明部分も存在していると思われるが、議員の所属委員会を考慮すると関連性ありと認められ、全額許容できると思われる。</p>
--	---

〔補足〕

(1) 概要

会派所属議員にて、新聞購読費及び資料・図書購入費を支出したものである。

(2) 手続面での評価

支出額に相当する金銭支払証憑書類は提出されており、支払関係での問題はない。

(3) 内容面での評価

ア 目的

第8章の第3のとおり、新聞購読及び図書購入は、政務調査の典型的な場面であり、その目的につき合理性を認めることができる。

イ 性質

(ア) 第8章の第3のとおり、新聞購読及び図書購入といえども、市政に資する情報入手である必要があり、市政との関連性が認められない場合、また、市政との関連性が認められる場合であってもその必要が認められない場合には、性質上の合理性を認めることができず、費用支出の全部または一部が違法となる。

(イ) 各新聞については、いずれも農業に関する新聞であり、また、令和元年度報告時と異なり、政務活動費運用指針に従い各紙1部までの請

求となっている。それゆえ、各新聞の購読料支出は性質上の合理性を認めることができる。

(ウ) 橋之口市議の書籍購入につき、判例は、その表題から、市政との関連性を判断し、按分を含め、適否を判断している。その傾向から、本件については、以下のとおりと考える。

令和元年度報告と比較すると、購入した書籍の表題につき、市政よりも国政に関連するもの、教養に関するもの、及び、事業主としての経営や利益に関する知識・情報に関するものが多数存在する。

まず、「新しい世界の賢人16人が語る未来」、「革命・仏大統領マクロンの思想と政策」、「生物学的文明論」、「言葉の力を高めると夢はかなう」、「日本の盲点」、「2021年以後の世界秩序」については、市政との関連性が無いまたは不明確と思われ、政務活動費からの支出は回避した方が無難と思われる。次に、「空気が支配する国」、「百田尚樹の日本国憲法」、「ポピュリズムとは何か」、「保守主義とは何か」、「リベラルとは何か」、「戦後民主主義・現代日本を作った思想と文化」、「戦後民主主義・指導者論から熟議」、についてはその表題上、教養面が締める部分があると思われ、市政との関連性が一部不明である。これらについては、国政に関する事項が主な内容であるが間接的に市政への関連性が認められること、及び、市政に関する事項と教養知識が混在していること等から、按分が妥当と思われる。仮に、按分する場合、包括外部監査人としては2分の1が適切と考える。なお、「イラストでわかるはじめての社会福祉法人会計」や「広報会議10月号」等、経営や広報に関する書籍があり、これらは一見して違法とも認定し得るものである。これにつき、議会運営課より、橋之口市議が市内の産業に関する委員会に所属していること等の説明があり、この事情から適法とした。このように、書籍の違法判断については、書籍購入者にて

佐世保市の行政課題との関連性を明らかにした報告書を作成する等の対処が有効と思われる。

ウ 小括【指摘】

書籍購入については、適宜、各会派にて、判例の傾向を根拠として、全額政務活動費からの支出をするべきではない場合及び按分を要する場合があることを周知徹底することを求める。

第5 事務費

1 事務機器費【指摘、評価あり】

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	事務費		
支出対象	事務機器費		
細目	金額	注意事項	
エプソン複合機リース料	477,400	10か月分	
紙折り機リース料	64,900	10か月分	
パソコンリース料	63,360	12か月分	
キャノン複合機リース料	121,824	12か月分	
テレビ佐世保有線テレビ維持費	14,568		
合計	742,052		
支出理由			
複合機やパソコン等の存知場所、テレビの視聴場所は会派控室とのこと。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。			

評価	
手続面	支払証明資料が出されており、実際の料金と支払額に齟齬はないようである。
内容面	<p>■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例がある。本件の支出が、「会派控室での利用にかかった支出全額」に相当することから、按分適用を検討されたい。</p> <p>■ケーブルテレビ視聴料については、判例上、その娯楽性を理由に全額違法とした例があるが、テレビ佐世保については、佐世保市の学校や地域の情報発信を主要なコンテンツとしており、市民生活の情報収集の手段として考え得ることから、全額違法にはならないと料する。ただし、その視聴は、政務活動以外の議員活動としての側面があることから、やはり按分適用を検討されたい。</p> <p>■事務機器につき、購入ではなくもっぱらリースを利用していることは、会派の資産形成回避を図っていると評価できる。</p>

〔補足〕

概要、手続面での評価、内容面での評価は、第8の第4の「1 事務機器費」のとおりである。

【指摘及び評価】

(1) **【指摘】** 事務費については、今後、按分適用を検討していただきたい。

なお、包括外部監査人としては、判例の傾向に鑑み、按分2分の1を提案する。

(2) **【評価】** 複合機につき、リース契約を利用し、経費の節減と蓄財防止を図っていることは適切である。

2 事務消耗費【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	自民党市民会議	
使途	事務費	
支出対象	事務消耗費	
細目	金額	注意事項
シャープ複合機カウント料	27,483	
キャノン複合機(C3520)カウント料等	21,852	振込手数料を含む。
キャノン複合機(C5535)カウント料等	270,936	振込手数料を含む。
エプソン複合機カウント料	421,525	
(株)マゴオリ事務用品代	419,459	早打ちケシポン、クリアファイル、マイタック、ファイル、ブックスタンド、トナーカートリッジ、筆記具、封筒等の文房具購入費。
(株)イシマル事務用品代	17,820	ステープラーカートリッジ購入費。
テルユキ(同)事務用品代	10,746	iPhoneAVアダプタ購入費。
PAPER CAKES事務用品代	8,930	USBフラッシュメモリ購入費。

株富士医科 精機備品代	8,800	消毒用アルコール液購入費。
ナフコ事務 用品代	8,209	ビニールテープ、プリンターインクカートリッジ購入費。
NET SPEED (合同) 事務 用品代	8,010	USBメモリ購入費。
ゼストネー ションジャ パン事務用 品代	5,624	USB変換アダプター 4 個購入費。
TRUST(株)事 務用品代	5,399	Apple純正品アダプター 2 個購入費。
(資)古賀商店 事務用品代	4,400	「品代」のみであり内容不明。文房具と推測される。
JES- BASARO事 務用品代	3,950	HDMIケーブル 8 本購入費。
L&Lスマホ サービス事 務用品代	3,834	iPhone変換アダプタ 2 個購入費。
ヤマダ電機 事務用品代	2,772	トナーインク購入費と推測される。
ハンファ・ ジャパン事 務用品代	2,278	HDMIケーブル 3 本購入費。
コーナン事 務用品代	501	乾電池購入費。
合計	1,252,528	
支出理由		
1 次開示のみでは、事務用品使用場所は不明。関係機関へ照会した結果、会派控室利用とのこと。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
業者からの請求と支払関係の資料のみ提出されている。		
評価		
手続面	提出されている領収書等、支出した費用と購入品の関係は明白である。	
内容面	<p>■判例上、事務費については、会派控室内での使用に供する場合、政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例がある。本件の支出が、「会派控室での利用にかかった支出全額」に相当することから、按分適用を検討していただきたい。</p> <p>■判例上、日用消耗品（ティッシュペーパー、洗剤等）は政務活動との関連性が認められないとしている例がある。本件では、消毒用アルコールについては、新型コロナウイルス流行という社会事情はあるものの、会派控室内での衛生保持により会派での政務活動の維持等では、目的、性質上の関連性を認めることは難しいと思われる。事務との直接関連性がない支出については認められないとする措置を再検討していただき、適宜徹底することを求める。</p>	

〔補足〕

概要、手続面での評価は、第8章の第4の「2 事務消耗費」と同様である。

(1) 内容面での評価

ア 目的

(ア) 会派控室において、政務活動を行う場合に必要である事務機器利用に伴う付随費用や事務処理のための消耗品購入等の支出は、目的としての合理性を認めることができる。

(イ) なお、事務消耗品につき、判例は、事務処理との関連性が希薄な物

品購入費につき違法と認定している例がある。本件について、新型コロナウイルス流行という社会情勢はあるものの、消毒用アルコール購入費 8800 円は、市政（会派控室での事務作業）との関連性が希薄に過ぎるため目的上の合理性を認めることが難しいと考える。

イ 性質

消毒用アルコール購入以外、会派控室内での議員の事務処理に関する費用であることから、事務機器費と同様に、その性質上、一部が性質上の合理性があると考えられる。本件支出については按分を検討することを求める。

ウ 小括【指摘】

- (1) 本件支出中、消毒用アルコールのように、事務との直接関連性がない消耗費の支出については原則として認められないとする措置の確認、徹底等を求める。
- (2) その他については、判例に照らし、今後、事務消耗費について按分を適用するかを検討していただきたい。包括外部監査人としては、按分率 2 分の 1 を提案する。

3 その他

年度	令和2年度		
会派名	自民党市民会議		
使途	事務費		
支出対象	その他		
細目	金額	注意事項	
視察服	5,060		
合計	5,060		
支出理由			
視察服購入費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
領収書のみ提出されている。			
評価			
手続面	支払証明資料が出されている。		
内容面	<p>■ 佐世保市内の災害発生時視察に備えた物と考える余地があり、全額適法と思われる。ただし、災害視察が、①佐世保市外の場合や②議員活動と併行する場合につき、一部違法認定がなされる可能性については留意しておいていただきたい</p>		

〔補足〕

災害等発生時の視察服購入費であり、適法と解する。

第10章 自民党市民会議以外の会派の調査・意見（令和元年度、令和2年度）

第1 令和元年度について

1 緑政クラブ

令和元年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があった。

そのため、緑政クラブについては平成31年4月分のみとなっている。

（1）調査研究費（駐車料）【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	調査研究費		
支出対象	駐車料		
細目	金額	注意事項	
浦日出男	400		
永安健次	600		
朝長満洋	400		
合計	1,400		
支出理由			
市政施行記念大会への出席に伴う駐車料として支出を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	それぞれ領収証が添付されている。
内容面	本支出は、市政施行記念大会出席のための駐車料とされている。裁判例上交際費的経費については支出が相当ではないとされているところ、上記大会への出席目的によっては支出が認められない可能性がある。

〔補足〕

(ア) 概要

市政施行記念大会への出席に伴う駐車料として、合計 1 4 0 0 円が支払われている。

内訳としては、浦日出男市議について 4 0 0 円、永安健次市議について 6 0 0 円、朝長満洋市議について 4 0 0 円となる。

(イ) 手続面での評価

それぞれの支出について領収証が提出されており、手続面については問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本支出は、市政施行記念大会出席のための駐車料とされている。裁判例上交際費的経費については支出が相当ではないとされているところ、上記大会への出席目的によっては支出が認められない可能性がある。

一次開示においては、上記大会への出席目的や内容に関する資料が含まれていなかったため、議会運営課に対して照会を行い、回答及び追加の資料に関する二次開示を受けた。回答としては、「講演会も実施され、市政情報収集のためと考えられます。」とのことであり、資料としては、式次第と講演内容に関する書面が添付されていた。以上より、本件については、少なくとも主な出席目的としては、講演の受講と考えられる。しかしながら、講演内容について、佐世保鎮守府に関する事項以外、詳細は不明であ

り、講演を受けての報告書も作成されていない。したがって、「佐世保市の行政課題との関連が明白である」（政務活動費運用指針10頁）とはいえない。

(エ) 小括【指摘】

本支出については、報告書作成が必須と思われる。政務活動費支出額の多寡に関わらず、視察等の出張の場合、報告書作成を徹底していただきたい。

(2) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
山口裕二	8,273		
長野孝道	4,777		
浦日出男	6,535		
田中稔	3,129		
林健二	4,242		
永安健次	10,000		
北野正徳	10,000		
朝長満洋	10,000		
合計	56,956		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>1 領収証、レシートの宛名が不明であっても、議員の支出と認定するのであれば問題。</p> <p>2 広報費については、通常、市政報告等のため広報誌発行、ホームページ作成、新聞の意見広告、市民向けの報告会開催が直接的に認められるものであり、交通費は、これに必要な限りで認められるものである。しかし、ガソリン代について、いかなる広報活動に用いたのかが不明な現状の方式につき問題がある。ガソリン代については、①研究調査費、②研修費、③要請陳情等活動費、④会議費等に割り振るべきであり、広報費として抽象的に認容する現在の運用指針自体改正するべきと思われる。</p>
-----	---

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分の所属議員8名のガソリン代（広報費）として、合計5万6956円が支払われている。内訳は上記表のとおりである。第8章の自民党市民会議のガソリン代支出と同趣旨である。

(イ) 手続面での評価

佐世保市の政務活動費運用指針では、ガソリン代の支出について、「一人当たり毎月の使用料の1/2とし、10000円を限度とします。また、その支出に当たっては「政務活動費燃料費支払証明書」（運用指針一様式2）を作成することとします。」（13頁）とされている。支払証明書についてはいずれも作成の上で提出されている。また、支払証明書記載の金額の支払いを裏付ける資料も提出されている。以上から、手続面について問題はない。ただし、本運用指針については、先述のとおり、改廃すべきと考える。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費

としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。この点、上記運用指針において、金額面における規制がなされているものの、自家用車の利用用途に関する具体的な資料の提出までは求められておらず、実際に資料の提出はなされていない。本件支出について適法として確定するためには、広報活動としてガソリンが消費されたことの裏付け、または、これを推測される事情を要するところ、本件では、そのような立証は存在しない。

(エ) 小括【指摘】

ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。

イ 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	142	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
長野孝道	3,674	領収証が添付されている。	
浦日出男	3,534	利用料金の明細及び領収証が添付されている。	
田中稔	2,864	利用料金の明細が添付されている。	
林健二	0		
山口裕二	2,122	利用料金の明細が添付されている。	
永安健次	2,445	利用料金の明細が添付されている。	
北野正徳	4,060	利用料金の明細が添付されている。	
朝長満洋	5,479	利用料金の明細及び領収証が添付されている。	
合計	24,320		
支出理由			
会派室の電話代及び各議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、納入通知書兼領収証書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話使用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■長野：合計の請求金額からパケット利用料分が控除されているが、請求明細が添付されていないため、パケット利用料の金額が不明である。</p> <p>■浦：合計の請求金額から「au機器代金」等が控除されて計上されている。</p> <p>■田中：合計の請求金額から「auスマートパスプレミアム」、「紙請求書発行手数料」が控除されて計上されている。</p> <p>■林：請求なし。</p> <p>■山口：合計の請求金額からパケット利用料分が控除されて計上されている。</p> <p>■永安：合計の請求金額から「au機器代金」等が控除されて計上されている。</p> <p>■北野：料金内訳記載のとおり計上されている。</p> <p>■朝長：合計の請求金額からパケット利用料分が控除されて計上されている。</p>
内容面	<p>固定電話代について、「広報費」とすることは、広報活動以外の使用に疑義を呈される可能性がある。広報費以外の項目追加も検討しつつ、また、会派控室内での電話代であることから、按分適用を検討されたい。</p> <p>携帯電話料金については、自民党市民会議と同様に、現状の包括的支出は不適切と思われる部分があり、その是正等検討していただきたい。</p>

[補足]

(ア) 概要

平成31年4月分の固定電話1台の電話代及び所属議員7名の携帯電話使用料として、合計2万4320円が支払われている。内訳は上記表のとおりである。

(イ) 手続面での評価

佐世保市の政務活動費運用指針では、携帯電話使用料の支出について、「一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度とし、その支出に当たっては「政務活動費携帯電話使用料支払証明書」(運用指針様式3)を作成することとします。」(13頁)とされている。支払証明書についてはいずれも作成の上で提出されている。また、支払証明書記載の金額の支払いを裏付ける資料は提出されている。なお、長野孝道市議につき、合計の請求金額からパケット利用料分が控除されているものの、請求明細が添付されていなかったため、二次開示にて明細の開示を受けたところ、特に問題とするべき部分はなかった。

(ウ) 内容面について

広報費について、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」(7頁)とされている。この点、上記運用指針において、金額面における規制がなされているものの、電話の利用用途に関する具体的な資料の提出までは求められておらず、実際に資料の提出はなされていない。そこで、携帯電話使用料について比較的高額の支出の議員につき、携帯電話の使用目的について監査人から佐世保市議会事務局に対して照会を行ったが、具体的な回答は得られなかった。そのため、広報費の支出として裏付不存在を指摘される可能性がある。

なお、固定電話代についても広報費とされているが、会派控室に備え置かれている固定電話が市政の広報のみに利用されているとは到底考え難い。仮に、広報費からの支出を認めるとしても、裁判例12は、「会派による県政に関する調査研究でない活動のためにされた部分は本件用途基準に合致しないものと認められる。もっとも、實際上、会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とそうでない支出部分とを明確に区分す

ることは困難であるから、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑み、条理上、会派による県政に関する調査研究活動のための支出部分は2分の1であり、その余は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。」とした上で、「電話、FAX、インターネット使用料等について、利用目的や活動内容に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されたものであることが認められ」と判示している。そのため、会派控室における固定電話代については、一部のみ性質上の合理性が認められると思われる。

(エ) 小括【指摘】

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インター ネット利用 料	2,700	N T T コミュニケーションズ (株)	
同上	10,778	N T T ファイナンス (株)	
合計	13,478		
支出理由			
インターネット利用料として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれの支出について領収書が添付されている。		
内容面	インターネット利用料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。 按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。		

〔補足〕

(ア) 概要

インターネット利用料として、合計1万3478円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

それぞれの支出について領収書が提出されており、手続面について問題

はない。

(ウ) 内容面での評価

広報費について、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」(7頁)とされている。この点、上記運用指針において、金額面における規制がなされているものの、インターネット利用用途に関する具体的な資料の提出までは求められておらず、実際に資料の提出はなされていない。そのため、広報費の支出として適法であるとまでは言い切れない。

仮に、全額が広報費に該当するとして、インターネット利用料について利用料金の全額が計上されているところ、インターネットの開設場所によって按分割合に差異を設けるべきであると考え。会派控室において開設されている場合、裁判例12は、「会派による県政に関する調査研究でない活動のためにされた部分は本件用途基準に合致しないものと認められる。もっとも、實際上、会派の行う調査研究活動のためにされた支出部分とそうでない支出部分とを明確に区分することは困難であるから、普通地方公共団体の議会の議員の地位、権限及び職務内容等に鑑み、条理上、会派による県政に関する調査研究活動のための支出部分は2分の1であり、その余は本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。」とした上で、「電話、FAX、インターネット使用料等について、利用目的や活動内容に照らし2分の1の限度で政務調査費から支出されたものであることが認められ」と判示している。そのため、会派控室におけるものであれば、2分の1の按分とするべきであると考え。本件については、佐世保市議会事務局からの回答によると、会派室におけるものとのことである。かかる回答を前提とすると、インターネット利用料のうち2分の1の按分割合とするべきであると考え。

(エ) 小括【指摘】

会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

エ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	19,576	平成31年4月分	
合計	19,576		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

〔補足〕

第8章及び第9章の自民党市民会議と同様である。追記となるが、タブレット端末について、監査人から佐世保市議会事務局に対して照会を行ったところ、回答としては、「広報費としては、通信費の2分の1を政務活動費として支出するものとし、通信費を電話料等としてとらえています。」とのことであり、資料としては、「佐世保市議会タブレット端末機器使用の運用ルール」が開示され

た。同運用ルールにおいては、「端末機の使用範囲」が「議会活動における使用」及び「議員活動における使用」とされた上で、「議会活動における使用」については、「①議会事務局からの連絡文書等の通知」、「②執行部からの情報提供」、「③スケジュール管理」、「④会議等における資料閲覧」、「⑤会議等の会議録の閲覧」、「⑥行政視察等における資料閲覧」とされ、「議員活動における使用」については、「①市民への広報広聴活動」、「②議員相互及び市との情報伝達」、「③災害時等の緊急情報伝達」、「④インターネットを利活用した情報収集等」、「⑤その他議長が認めるもの」とされている。このうち、当然に広報費に該当するといえるものは、「議員活動における使用」における「①市民への広報広聴活動」のみであるところ、広報費の支出として適法とされるのは相当程度限定されるものといえる。それゆえ、広報としての役割のみに着目して、政務活動費の会計上の処理をしている点については疑問が残るが、会派控室の固定電話や携帯電話料金が広報費として処理されている関係上、足並を揃えたものと推測できる。上記の議会活動における使用として実質的に適法と考えられ、また、あらかじめ2分の1按分割合がなされていることから、本支出は適法と考える。

(3) 資料購入費（新聞購読料）【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
日本農業新聞	10,492	月額 2 6 2 3 円 × 1 か月 × 4 名分	
全国農業新聞	5,600	月額 7 0 0 円 × 1 か月 × 8 名分	
合計	16,092		
支出理由			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書ないし購入証明書が添付されている。		
内容面	各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。 もっとも、各新聞について、1部を超える分は不適切と思われる。		

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分の日本農業新聞及び全国農業新聞の購読料として、合計1万6092円が支払われている。内訳は、上記表のとおりであるが、結果的に、会派として、同一の新聞の複数購読となっている。

(イ) 手続面での評価

各新聞については、領収書ないし購入証明書が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。もっとも、日本農業新聞については4部、全国農業新聞については8部と、自民党市民会議令和元年度報告の新聞購読料と同じく、同名の新聞が複数部購入されている。この点、佐世保市における「政務活動費運用指針」においては、「同名の新聞を複数部購入するときは、そのうちの1部のみを対象経費とする。」(8頁)、「会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読することはできません。」(15頁)とされている。そのため、各新聞について、1部を超える分は上記に違反するものとして、不適切と思われる。

(エ) 小括【指摘】

新聞購読料につき、会派毎に1紙1部としていることを徹底されたい。

(4) 事務費（プリンターリース料等）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	緑政クラブ		
使途	事務費		
支出対象	プリンターリース料等		
細目	金額	注意事項	
プリンターリース料	20,304	1 0 1 5 2 円 × 2 か月分	
プリンターカウント料	76,870		
有線テレビ維持費（解約金）	-7,560	テレビ佐世保解約に伴い返金されたもの	
合計	89,614		
支出理由			
プリンターのリース料及びカウント料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 プリンターリース料については、支払明細及び引落しがなされている通帳の該当箇所の写しが添付されている。</p> <p>2 プリンターカウント料については、請求書及び引落しがなされている通帳の該当箇所の写しが添付されている。</p> <p>3 有線テレビ維持費（解約金）については、資料はない。</p>		
内容面	<p>プリンターリース料及びプリンターカウント料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。</p> <p>按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。</p>		

〔補足〕

(ア) 概要

プリンターリース料及びプリンターカウント料として、合計9万7174円が支払われている。内訳としては、プリンターリース料について1万0152円の2か月分である2万0304円、プリンターカウント料について7万6870円となる。他方、テレビ佐世保の解約金として7560円が返金されている。そこで、9万7174円から7560円を控除した結果、事務費としては8万9614円の支出となる。

(イ) 手続面での評価

支出については、いずれも引落しが行われている通帳の該当箇所の写しと併せて資料が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料については1万0152円の2か月分である2万0304円が計上されている。プリンターリース料及びプリンターカウント料については、リース物件の設置場所によって按分割合に差異を設けるべきであると考え。本件では、リース物件が会派控室に設置されていることから、裁判例12を参考に、按分適用するべきであると考え。

(エ) 小括【指摘、評価】

- ① 指摘：プリンターリース料の支出については、今後、按分制度導入を検討していただきたい。按分比率について、包括外部監査人は、2分の1を提案する。
- ② 評価：プリンターにつき、リース契約を用いることにより、会派の財産蓄積を回避する等していることは適切である。

2 市政クラブ

令和元年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があり、本会派も平成31年4月分のみ報告となっている。

(1) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市政クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
久池井一孝	5,630		
湊浩二郎	1,578		
橋之口裕太	2,921		
合計	10,129		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度のガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。</p> <p>もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等に欠けており違法と考える。</p>
-----	--

〔補足〕【指摘】

平成31年4月分の所属議員3名のガソリン代として、合計1万0129円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。

イ 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	市政クラブ	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
ファクシミリ代	23,880	利用料金の全額が計上されている。
久池井一孝	3,906	引落しがないされている通帳の該当箇所の写しが添付されている。
湊浩二郎	7,000	利用料金及び端末等代金分割支払金が記載された資料が添付されている。
合計	34,786	
支出理由		
会派控室のFAX代及び各議員の携帯電話利用料である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 会派控室のファクシミリ代については、月毎の受領証が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■久池井：引落しがないされている通帳の該当箇所の写しのみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■湊：利用料金及び端末等代金分割支払金が記載された資料が添付されており、端末等代金分割支払金を控除した金額が計上されている。</p>	
内容面	<p>会派控室ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>	

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分のファクシミリ代及び所属議員2名の携帯電話使用料として、合計3万4786円が支払われている。

(イ) 手続面、内容面での評価

ファクシミリ代、携帯電話料金については、令和元年度及び令和2年度の自民党市民会議の報告書についての補足と同様である。

(ウ) 小括【指摘】

① ファクシミリ代

会派控室のファクシミリ代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度	
会派名	市政クラブ	
使途	広報費	
支出対象	タブレット端末通信費負担金	
細目	金額	注意事項
タブレット 端末通信費 負担金	12,235	平成31年4月分
合計	12,235	
支出理由		
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市では、市議会議員1名につき1台、タブレットを貸与しており、その通信費につき2分の1を佐世保市が各会派の政務活動費として徴収している。		
提出されている報告書の内容	丁数	<input checked="" type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
評価		
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。	
内容面	広告費のみの名目としている点には疑問があるが、実質適法と考える。	

〔補足〕

概要、手続面及び内容面での評価は、自民党市民会議や緑政クラブと同じである。本支出につき、広報費名目では実態と齟齬があると思われるが、実質的に適法と考える。

(2) 事務費（プリンターリース料等）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度	
会派名	市政クラブ	
用途	事務費	
支出対象	プリンターリース料等	
細目	金額	注意事項
プリンターリース料	45,360	2万2680円×2か月分
プリンターカウンター料	23,568	
合計	68,928	
支出理由		
プリンターのリース料等。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	プリンターカウンター料については受取書が、プリンターリース料については引落しがなされた通帳の該当部分の写しが添付されている。	
内容面	プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、全額が計上されているが、2分の1按分とするべきである。	

〔補足〕

(1) 概要

プリンターリース料及びプリンターカウンター料として、合計6万8928円が支払われている。内訳は、上記表のとおりである。

(イ) 手続面での評価

プリンターカウンター料については受取書が添付されている。

プリンターリース料については引落としがなされた通帳の該当部分の写しが添付されているものの、契約書等の資料は提出されていない。この点について、二次開示により、議会運営課から「リースお申込みの内容」と題する資料の開示を受けた。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料については2万2680円の2か月分である4万5360円が計上されている。また、プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、緑政クラブにおけるプリンターリース料の項目で述べたように、一部、合理性が否定されると思われる。

(エ) 小括【指摘、評価】

- ① 指摘：プリンターリース料の支出については、今後、按分制度導入を検討していただきたい。按分比率について、包括外部監査人は、2分の1を提案する。
- ② 評価：プリンターにつき、リース契約を用いることにより、会派の財産蓄積を回避する等していることは適切である。

3 市民クラブ

(1) 調査研究費

ア 大村湾沿岸議員連盟会費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	調査研究費		
支出対象	大村湾沿岸議員連盟会費		
細目	金額	注意事項	
大村湾沿岸議員連盟会費	2,000	柴山賢一	
同上	2,000	松尾俊哉	
同上	2,000	久野秀敏	
同上	2,000	永田秀人	
同上	2,000	小野原茂	
同上	2,000	古家勉	
同上	2,000	山下隆良	
合計	14,000		
支出理由			
令和元年度の大村湾沿岸議員連盟会費として支払いを行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	大村湾沿岸議員連盟会長作成にかかる領収書が添付されている。		

内容面	本監査では、本議員連盟の性格等から会費支出につき、適法と判断する。ただし、総会・研修会に参加していない議員の会費については上記団体目的との間に関連性が見出せず、調査研究費に該当しないものとして違法となる可能性があるので留意を求める。
-----	--

〔補足〕

(ア) 概要

本会派所属議員 7 名分の大村湾沿岸議員連盟会費が支払われている。

(イ) 手続面での評価

大村湾沿岸議員連盟会長作成にかかる領収書が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、会費が調査研究費に含まれるとした上で、「年会費その他その団体の会員資格を得るための会費については、団体の活動方針、組織、会計、活動実績等が明確であり、政務活動として認められる経費に限る。」(6 頁)としているところ、具体的な基準が明らかでないため、「当該行為の客観的な目的・性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められ」(最高裁判所平成 25 年 1 月 25 日判決)るか否かという観点から以下判断する。

一次開示においては、領収書のみが提出されていたため、二次開示にて、大村湾沿岸議員連盟規約や総会資料等の開示を受けた。団体の目的は、「大村湾の環境の保全と沿岸市・町の活性化を図るため、行政、事業者、住民とともに海域を守り育て、次世代に継承していくための活動を目的とする」

(大村湾沿岸議員連盟規約第 3 条) とされ、事業内容について、「(1)大村湾をきれいにする運動の推進」、「(2)閉鎖性海域についての知識と理解を深

めるため、研修会等の実施」、「(3)『大村湾を活かしたまちづくり』についての研修及び実践」、「(4)その他、目的を達成するために必要な事業」(同規約第4条)とされている。そうすると、大村湾沿岸議員連盟自体は、大村湾の環境を保全した上で沿岸市の活性化を図ることを目的とするものであり、当該会費の支出目的も、同様と解され、これ自体は「調査研究活動との間に合理的関連性が認められ」るものといえる。もっとも、本会費については大村湾沿岸議員連盟に所属するための要件であるが、実質的には当該年度に開催される総会や研修会等に参加するための費用であるともいえる。そこで、当該年度における活動内容等をみると、令和元年度においては総会及び研修会が開催されたとのことであるが、上記照会を受けて開示がなされた令和元年10月28日付けの「令和元年度大村湾沿岸議員連盟総会・研修会について(報告)」には、「先般令和元年度大村湾沿岸議員連盟総会・研修会が開催されましたが、ご欠席でしたので総会・研修会資料を送付いたします。」と記載されており、少なくとも1名は総会及び研修会を欠席したと考えられるが、実際に何名が出席したかが明らかではない。前述のように、総会・研修会に参加することが大村湾沿岸議員連盟における主な活動内容であると考えられるところ、少なくとも、総会・研修会に参加していない議員の会費については上記団体目的との間に関連性が見出せず、調査研究費に該当しないものとして違法となる可能性があることには留意していただきたい。

(エ) 小括【意見】

本支出については適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出すべきであり、報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求める。

イ 鳥取県東伯郡琴浦町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	調査研究費		
支出対象	旅費（令和元年8月5日～同月6日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	36,630		
日当	6,000		
宿泊料	14,800		
視察代	1,000		
合計	58,430		
支出理由			
令和元年8月5日から同月6日まで（1泊2日）、本会派所属議員1名にて、鳥取県東伯郡琴浦町において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計1通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。 また、視察代については、受領証が添付されている。		
内容面	本視察は、鳥取県東伯郡琴浦町における認知症予防の取り組みに関するものである。 視察報告書によると、琴浦町内の公民館において実施されている認知症予防教室「いきがい」を視察し、その後に琴浦町役場において担当者から認知症予防対策事業に対する取り組みについて説明を受けたとのことである。 認知症予防教室における実際のやり取りや認知症予防対策事業の取組内容について具体的に記載されているものの、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、「今以上に考えていただきたいものである。」との抽象的な記載にとどまっている。視察結果概要が報告されていることから本支出は適法と考えるが、報告書の充実を求める。		

〔補足〕

(ア) 概要

令和元年8月5日から同月6日まで（1泊2日）、本会派議員1名にて、鳥取県東伯郡琴浦町において視察を行ったものに関して、合計5万8430円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書1通の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。また、視察代については、受領証が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

前述のとおり、当該視察の目的及び性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められるか否かが問題となる（最高裁判所平成25年1月25日）ところ、より具体的な基準として、①調査の目的と議会活動との関連性、②その調査内容と調査目的との関連性、③支出額が目的や内容等に照らし相当であるか等の見地から、当該支出が議員の行う調査研究等のための支出として合理性を有するものか否かを検討する（岡山地裁判決平成28年10月26日）。また、佐世保市の政務活動費運用指針においては、「佐世保市の行政課題との関連が明白であること。」（10頁）が求められているため、この点についても併せて検討する。

本視察は、鳥取県東伯郡琴浦町における認知症予防の取り組みに関するものである。視察報告書によると、琴浦町内の公民館において実施されている認知症予防教室「いきがい」を視察し、その後に琴浦町役場において担当者から認知症予防対策事業に対する取り組みについて説明を受けたとのことである。認知症予防教室における実際のやり取りや認知症予防対策事業の取組内容について具体的に記載されている。そうすると、本視察は、認

知症予防の取り組みを促進させることを目的とするものであり、そのために認知症予防教室の視察及び役場担当者から認知症予防対策事業に対する取り組みについて説明を受けたものと考えられ、①議会活動との関連性及び②その調査内容と調査目的との関連性は認められる。また、不要ないし過度な支出は認められず、③支出としての合理性についても問題ない。

もともと、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、視察報告書において「今以上に考えていただきたいものである。」との抽象的な記載にとどまっており、「関連が明白である」とまでは、明確に認められない。報告書作成にあたっては、佐世保市のいかなる行政課題が関連しているのかを明確にする等報告書をより充実させることに留意していただきたい。

(エ) 小括【意見】

本件支出につき適法と考えるが、報告書作成にあたり佐世保市の行政課題との関連性を記載する等報告書をより充実させることを求める。

ウ 北海道函館市等視察旅行（7名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	旅費（令和元年11月10日～同月13日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	594,700		
日当	84,000		
宿泊料	310,800		
合計	989,500		
支出理由			
令和元年11月10日から同月13日まで（3泊4日）、本会派所属議員7名にて、北海道函館市、青森県下北郡佐井村及び青森県弘前市において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。		

内容面	<p>本視察は、①北海道函館市におけるもの、②青森県下北郡佐井村におけるもの、③青森県弘前市におけるものに分類される。</p> <p>①については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。視察報告書においては函館市における地域バス路線に関する取り組みに記載がなされているものの、佐世保市における行政課題との関連性は不明である。</p> <p>②については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。本視察は、佐世保市におけるデマンドタクシーの課題点を踏まえて行われたものである。</p> <p>今後の佐世保市において過疎化が進んだ場合を見越し、過疎地域である青森県下北郡佐井村におけるデマンド交通の取り組みについて視察したものであり、将来の佐世保市における過疎地域としての交通の維持確保という行政課題との関連性が認められる。</p> <p>③については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。本視察は、青森県弘前市における乗合タクシー等の交通事業への取り組みについてなされたものである。</p> <p>所感として、佐世保市におけるデマンド交通の推進を図っていく等の記載がなされているが、抽象的な記載にとどまっている。</p> <p>報告書の充実を求める。</p>
-----	--

〔補足〕

(ア) 概要

令和元年11月10日から同月13日まで(3泊4日)、本会派所属議員7名にて、北海道函館市、青森県下北郡佐井村及び青森県弘前市への視察旅行の旅費等合計98万9500円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①北海道函館市におけるもの、②青森県下北郡佐井村にお

るもの、③青森県弘前市におけるものに分類される。

①については、函館市における地域バス路線に関する取り組みの視察を目的とするものであり、②については、過疎地域である青森県下北郡佐井村におけるデマンド交通の取り組みの視察を目的とするものであり、③については、青森県弘前市における乗合タクシー等の交通事業への取り組みの視察を目的とするものであり、いずれも、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。しかし、①ないし③のいずれの視察においても、視察報告書を見る限り、視察先や説明者に関する記載がないために具体的な調査方法が不明となっている。そのため、これらの点について、具体的な説明又は資料の提出がなされない限り、調査内容と調査目的との関連性が認められるとはいえないと考えられる。他方、支出内容につき、不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。

佐世保市における行政課題との関連性に関しては、①については、報告書を見る限り「関連が明白である」とまでは認められず、②については、今後の佐世保市において過疎化が進んだ場合を見越し、過疎地域である青森県下北郡佐井村におけるデマンド交通の取り組みについて視察したものであり、将来の佐世保市における過疎地域としての交通の維持確保という行政課題との関連性が認められるといえ、③については、所感として、佐世保市におけるデマンド交通の推進を図っていく等の記載がなされているが、抽象的な記載にとどまっており「関連が明白である」とまでは認められない。

(4) 小括【意見】

本件の支出については適法と考える。ただし、一部、佐世保市の行政課題との関連性が不明確な部分があり、報告書の充実を求める。

エ 愛媛県松山市等視察（7名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	旅費（令和2年1月21日～同月23日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	314,000		
日当	63,000		
宿泊料	207,200		
手土産代	4,800		
合計	589,000		
支出理由			
令和2年1月21日から同月23日まで（2泊3日）、本会派所属議員7名にて、愛媛県松山市、岡山県倉敷市及び福岡県宗像市において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、運賃表が添付されている。 また、手土産代については、領収証が添付されている。		

内容面	<p>本視察先は、①愛媛県松山市、②岡山県倉敷市、③福岡県宗像市に分類される。</p> <p>①については、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。視察報告書においては、機能別消防団として、郵政消防団員、大学生消防団員、事業所消防団員、女性消防団員が存在し、それぞれの特徴や退職金との関わりについて記載がなされている。</p> <p>所見として、佐世保市においては「大学生消防団員について……退職金等の参入が可能となっている。」とした上で、この点が消防団における人材確保に与える効果を検証する必要がある旨記載されているが、佐世保市において、消防団員の人材不足という行政課題が存在するか否か自体不明であり、佐世保市における行政課題との関連性は明確とは言い難い。</p> <p>②については、岡山県倉敷市において、同市担当者から、コミュニティタクシーについてのレクチャーを受けたものである。</p> <p>視察報告書においては、同市のコミュニティタクシーの取組みについて記載されており、佐世保市においてコミュニティタクシーを導入するにあたって参考になるものと考えられる。</p> <p>もっとも、そもそも佐世保市においてコミュニティタクシーの導入を進めていくか否か等、現状での佐世保市における行政課題の存在が不明である。</p> <p>③については、福岡県宗像市において、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に関してなされたものである。</p> <p>視察報告書においては、同市における相談室の取組みや特色について記載されている一方、視察報告書を見る限り、佐世保市における子どもが相談可能な場の有無や課題が不明確であり、佐世保市における行政課題との関連性が明白であるとまではいえない。</p> <p>以上視察先と視察対象より、本件支出につき違法とまではいえないと思われるが、報告書につき佐世保市の行政課題との関連性に留意していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕

(1) 概要

令和2年1月21日から同月23日まで(2泊3日)、本件会派所属議員7名にて、愛媛県松山市、岡山県倉敷市及び福岡県宗像市への視察の旅費等合計58万9000円を支払ったものである。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、運賃表が添付されている。また、手土産代については、領収証が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①愛媛県松山市、②岡山県倉敷市、③福岡県宗像市に分類される。①は、松山市における機能的消防団の視察を目的とするものであり、②については、倉敷市におけるコミュニティタクシーに関する取り組みの視察を目的としている。また、③については、宗像市における子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の取り組みの視察を目的とするものであり、いずれも、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。

②及び③については、視察報告書において視察先又は説明者に関する記載がなされており、調査内容と調査目的との関連性は認められる。他方、①については、そのいずれも明らかでなく、具体的な調査方法が不明となっているため、調査内容と調査目的との関連性が明確にされているとはいえないと考えられる。実際の支出内容につき不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。もともと、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、視察報告書において「今以上に考えていただきたいものである。」との抽象的な記載にとどまっており、「関連が明白である」とまでは認められない。

①については、所見として、佐世保市においては「大学生消防団員について……退職金等の参入が可能となっている。」とした上で、この点が消防団における人材確保に与える効果を検証する必要がある旨記載されて

いるが、佐世保市において、消防団員の人材不足という行政課題が存在するか否か自体不明であり、佐世保市における行政課題との関連性は不明である。②については、そもそも佐世保市においてコミュニティタクシーの導入を進めていくか否か等、現状での佐世保市における行政課題の存在が不明である。③については、佐世保市における子どもが相談可能な場の有無や課題が不明確であり、佐世保市における行政課題との関連性が明白であるとまではいえない。

以上より、具体的な調査方法及び佐世保市における行政課題との関連性について、具体的な説明又は資料の提出が不足しており、調査研究費の支出として、適法であると確定するまでには至らないと思われる。もっとも、視察先と視察対象から本監査では適法とする。

(エ) 小括【意見】

本件支出は適法と考える。ただし、報告書の作成にあたっては、佐世保市の行政課題との関連性を意識するように留意されたい。

(2) 広報費

ア 市議会だよりの印刷費用及び郵送費用【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	市議会だよりの印刷費用及び郵送費用		
細目	金額	注意事項	
柴山賢一	81,000	夏号	
同上	82,500	春号	
小野原茂	126,040	夏号	
山下隆良	70,200	夏号	
郵送費用	5,166	令和元年7月30日付のもの	
同上	4,620	令和元年12月30日付のもの	
合計	369,526		
支出理由			
市議会だよりの印刷及び郵送費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれの支出について領収書が添付されている。		

内容面	<p>柴山賢一市議作成及び小野原茂市議に係る広報紙については、議会での質問内容等に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。</p> <p>他方、山下隆良市議作成に係る広報紙については、1頁目の上部が市議の顔写真、下部が選挙結果の報告を含む挨拶文となっており、選挙活動の色彩が濃いものといえる。もっとも、2頁ないし4頁については議会での質問内容や補正予算に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。判例上、広報誌の適法性判断にあたっては、紙面の構成を精密に判断していることを参考として、今後、按分適用について、今一度徹底していただきたい。</p>
-----	---

〔補足〕

(ア) 概要

市議会だよりの印刷費用及び郵送費用として、合計36万9526円が支払われている。内訳としては、柴山賢一市議に係る市議会だより夏号1万部の印刷費用として8万1000円（単価7.5円）、同人に係る市議会だより春号1万部の印刷費用として8万2500円（単価7.5円）、小野原茂市議に係る市議会だより夏号7000部の印刷費用として10万0660円（単価14.38円）、同人に係る市議会だより夏号1500部の印刷費用として2万5380円（単価16.92円）、山下隆良市議に係る市議会だより夏号5000部の印刷費用として7万0200円（単価13円）、令和元年7月30日付の郵送費用として5166円、令和元年12月30日付の郵送費用として4620円となる。

(イ) 手続面での評価

それぞれの支出について領収書が提出されており、手続面については問題はない。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市の政務活動費運用指針においては、印刷製本費について、「会派だより等の印刷物については、会派名及び会派としての記事の記述を義務づけることとし、印刷部数を明らかにするとともに、現物を一部添付することとします。」（13頁）とされている。しかし、現物の添付がなされていないため、印刷製本費として相当であるか否かについて判断することができなかった。そこで、監査人から議会運営課に対して照会を行った結果、広報紙の開示を受けた（二次開示）。これを受け、本件の広報紙の印刷費用及び郵送費用の支出の相当性について検討する。

裁判例においては、「広報紙の内容が、会派が行う議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせるために必要な広報活動である以上は政務調査費の充当も許される」（宇都宮地裁判決平成28年3月17日）と判示するものがある。政務活動費運用指針においては、広報紙の印刷費用の経費区分である広報費について、「会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費」（7頁）とされている一方で、「政務活動費で支出できない経費（参考事例）」として、「選挙運動及び選挙活動に要する経費など」（9頁）とされている。

本件についてみると、柴山賢一市議作成及び小野原茂市議に係る広報紙については、概ね議会での質問内容等に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。他方、山下隆良市議作成に係る広報紙については、1頁目の上部が市議の顔写真、下部が選挙結果の報告を含む挨拶文となっており、選挙活動の色彩が濃いものといえる。もっとも、2頁ないし4頁については議会での質問内容や補正予算に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。そのため、山下隆良市議作成に係る広報紙については、その4分の1程度、政務活動とは関連性がないとされる可能性がある。

（エ）小括【指摘】

本支出の内、山下隆良市議の広報誌印刷費に関する上記指摘及び判例を参考として、広報紙については、市政報告ではない部分につき按分適用されることを今一度確認、徹底していただきたい。

イ ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
小野原茂	10,000	4月分	
山下隆良	10,000	4月分	
柴山賢一	6,507	4月分	
久野秀敏	5,245	4月分	
柴山賢一	49,854	5月～3月分	
松尾俊哉	103,790	5月～3月分	
久野秀敏	74,483	5月～3月分	
永田秀人	66,900	5月～3月分	
小野原茂	96,730	5月～3月分	
古家勉	77,582	5月～3月分	
山下隆良	99,417	5月～3月分	
合計	600,508		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。</p> <p>もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕【指摘】

所属議員7名のガソリン代として、合計60万0508円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ 電話代【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	市民クラブ	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
固定電話代 (佐世保市)	2,132	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。
柴山賢一	64,416	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
松尾俊哉	34,208	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
久野秀敏	25,530	請求書ないし請求明細が添付されている。
永田秀人	60,795	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
小野原茂	77,000	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
古家勉	25,018	払込受領証が添付されている。
山下隆良	55,400	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
合計	344,499	
支出理由		
固定電話代及び各議員の携帯電話利用料。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、月毎の領収書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■柴山：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■松尾：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■久野：請求明細が添付されている。しかし、請求合計と実際に計上されている費目が異なり、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■永田：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■小野原：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■古家：払込受領証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■山下：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p>
内容面	<p>会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕

(ア) 概要

固定電話 1 台の電話代及び所属議員 7 名の携帯電話使用料として、合計 34 万 4 千 499 円が支払われている。

(イ) 手続面及び内容面について

手続面及び内容面については、上記緑政クラブと同じである。なお、本会派の携帯電話分については、各月の利用料金のみしか分からない資料が多く、通信料部分以外の支出が含まれていないのかの確認が困難であった。会派控室備付固定電話の電話料についても、全て市政の広報活動であるとする事は難しいと思われる。

(ウ) 小括【指摘】

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
用途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	11,148	N T T コミュニケーションズ	
同上	69,861	フレッツ光	
合計	81,009		
支出理由			
インターネット利用料として支出したもの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれの支出について月毎の領収書が添付されている。		
内容面	インターネット利用料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。 按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。		

〔補足〕【指摘】

上記緑政クラブインターネット料金と同じである。会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括

外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	85,645	令和元年5月～同年9月分	
同上	104,706	令和元年10月～令和2年3月分	
合計	190,351		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(3) 資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費）【指摘あり】

年度	令和元年度	
会派名	市民クラブ	
使途	資料購入費	
支出対象	新聞購読料、図書・雑誌購入費	
細目	金額	注意事項
しんぶん赤旗	9,300	月額930円×10か月分
全国農業新聞	7,700	月額700円×11か月分
議員NAVI Plus	9,900	年間利用料。 議員NAVI Plusについては、販売元である第一法規株式会社のウェブサイトによると、「地方議会議員に必要な政策立案・実行に関する情報を『ウェブマガジン』『法律改正アラート』『法律解説』『政務活動費NAVI』『ニューズレター』『情報検索サービス』で、自治体議員の活動を総合的にサポート」するものとされている。
日本教育新聞	27,000	
自治日報	23,521	
政治経済新聞	27,500	
不登校新聞	5,010	月額835円×6か月分
月刊ガバナンス	7,860	6か月分
労働新聞	5,550	
週刊金曜日	17,925	
参考図書	16,494	15冊
合計	157,760	
支出理由		
政務活動に資するとされる新聞購読料や書籍購入費用等。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。</p> <p>各書籍については、レシートないし納品書が添付されている。</p> <p>なお、「日米地位協定」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」、「季刊地域 No.40」については、資料上一見していかなる書籍か不明であったが、議会運営課より図書番号から把握していたので、問題はないとのことである。</p>	
内容面	<p>■各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。</p> <p>■議員NAVI Plusについては、目的外利用に該当する可能性があるものを含め、多種多様な使用目的が想定されるが、本件では、そのような目的外利用に該当する部分とそうでない部分を明確に区別することが困難である以上、1/2の按分割合とするべきであると考えます。</p> <p>■書籍に関しては、「月刊ガバナンス」、「外国人労働者・移民・難民って誰のこと」、「公文書管理と民主主義」、「季刊地域」、「日本の水道をどうする!？」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められるが、「呪いの言葉の解き方」、「『歴史認識』とは何か」、「20世紀の歴史」については、同関連性が不明である。</p>	

〔補足〕

(ア) 概要

各種新聞等の購読料、議員NAVI Plusの年間利用料、書籍購入費用として、合計15万7760円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。各書籍については、レシートないし納品書が添付されている。

しかし、「日米地位協定」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」、「季刊地域 No. 40」については、資料上はタイトルが不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会を行ったところ、提出されているレシートに記載されている番号から、これらの書籍であることについて既に把握済みとのことであった。これらについても本監査では適法と考えるが、裁判例3においては、書籍名が明らかになっていない書籍代について、「政務調査費制度の趣旨には、その用途の透明性の確保も含まれること、(地方自治)法100条13項を受けた本件条例等が会派等に収支報告書の提出及び証拠書類等の保管等を義務付けて、政務調査費の用途を事後的に検証できるようにしていること、本件要領においても、会派等に対して資料購入費を支出した時は、購入した資料を整理、保管することを義務付けていること(本件要領3条2号)などに鑑みれば、書籍名が明らかでない支出は、全額が目的外支出に当たるといふべきである。」と判示している。そのため、書籍の購入費のうち、書籍名については極力明らかとするように留意されたい。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、概ね長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。なお、しんぶん赤旗については、日本共産党中央委員会発行の機関紙であることから、政党性が非常に強いといえ、その購読は政党活動としての側面も見受けられる。ただし、本会派は、日本共産党ではなく、同党の政策に関する情報収集等が目的と推測できる。よって、同紙購読料についても違法とはいえないと考える。

議員NAV I P l u sについては、具体的な利用内容が明らかではなく、相当か否か不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会したところ、議員NAV I P l u sの利用状況についての説明に加えて、「議員NAV I P l u sについては、提供される情報が

議員個人にとどまらず広く会派で共有すべきものであること、またそれを会派のメンバーが利用できるよう周知につとめていることから、利用料を按分せず全額計上しているものです。」との回答がなされた。しかしながら、議員NAV I Plusについては、販売元である第一法規株式会社のウェブサイトによると、「地方議会議員に必要な政策立案・実行に関する情報を『ウェブマガジン』『法律改正アラート』『法律解説』『政務活動費NAV I』『ニューズレター』『情報検索サービス』で、自治体議員の活動を総合的にサポート」するものと記載されており、目的外利用に該当する可能性があるものを含め、多種多様な使用目的が想定される。そして、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、資料購入費について、「購入資料は、それぞれ使用目的を記入してください。」(15頁)とされているところ、本件では、そのような具体的な使用目的の説明もなされていない。そうすると、本件では、そのような目的外利用に該当する部分とそうでない部分を明確に区別することが困難である以上、裁判例12等の趣旨に鑑み、按分すべきと考える。

書籍に関しては、「月刊ガバナンス」、「外国人労働者・移民・難民って誰のこと」、「公文書管理と民主主義」、「季刊地域」、「日本の水道をどうする!？」、「日本のマクロ経済政策」、「データで読み解く生涯独身社会」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められるといえる。

他方、「呪いの言葉の解き方」、「『歴史認識』とは何か」、「20世紀の歴史」については、同関連性が不明である。

(エ) 小括【指摘】

本支出の内、①「議員NAV I Plus」年間利用料については、今後按分適用を検討していただきたい。按分率につき、包括外部監査人は、2分の1を提案する。②書籍の内、「呪いの言葉の解き方」、「『歴史

認識』とは何か」、「20世紀の歴史」については、佐世保市の行政課題との関連性が不明である。書籍購入にあたり、市政との関連性が不明である場合、全部または一部につき政務活動費からの支出が不適切となることを、今一度徹底していただきたい。

(4) 事務費（プリンターリース料等及び事務用品購入費）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度	
会派名	市民クラブ	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料等及び事務用品購入費	
細目	金額	注意事項
プリンターリース料	12,528	平成31年4月分
プリンターパフォーマンス料	36,235	同上
トナー、ドラムユニット、A4用紙	99,876	同上
インク代	1,166	同上
インナーバック4個、キーボード4個	16,752	同上
インク代	3,898	同上
替芯代	648	同上
プリンターリース料	137,808	令和元年5月～令和2年3月分
プリンターパフォーマンス料	186,279	同上
プリンターリース料	54,678	令和元年5月～令和2年3月分 社民党議員団会派
プリンターパフォーマンス料	32,371	同上

パソコンリース料	150,336	令和元年9月～令和2年3月分 7台分	
事務用品購入費	77,581		
その他事務費	69,800		
合計	879,956		
支出理由			
プリンター等のリース料及びパフォーマンス料並びに事務用品購入費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	領収書、受取書、「リース契約のご確認書」といった裏付けの資料が提出されている。		
内容面	<p>■ プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、他会派での指摘と同様に、判例に照らして、今後按分とすることを検討されたい。</p> <p>■ コピー用紙やインク等事務消耗費も同様に按分を検討されたい。</p>		

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分は、プリンターリース料、プリンターパフォーマンス料、その他事務用品購入費として、合計17万1103円が支出されている。令和元年5月分ないし令和2年3月分は、プリンターリース料、プリンターパフォーマンス料、パソコンリース料、その他事務用品購入費として、合計70万8853円が支出されている。

年度を通した合計は、87万9956円となる。

(イ) 手続面での評価

領収書、受取書、「リース契約のご確認書」といった裏付けの資料が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、緑政クラブにおけるプリンターリース料の項目で述べたように、判例に照らし、按分することを検討すべきである。コピー用紙等の事務用品購入費について、裁判例12を参考とし、やはり按分とするべきであると考えらる。

(エ) 小括【指摘、評価】

- ①本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。
- ②プリンターにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

4 公明党

(1) 調査研究費

ア 大村湾沿岸議員連盟会費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	大村湾沿岸議員連盟会費		
細目	金額	注意事項	
大村湾沿岸議員連盟会費	2,000	大塚克史	
同上	2,000	佐藤文子	
同上	2,000	宮島武雄	
同上	2,000	森田浩	
合計	8,000		
支出理由			
令和元年度の大村湾沿岸議員連盟会費。			
提出されている報告書の内容	丁数		<input checked="" type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
評価			
手続面	大村湾沿岸議員連盟会長作成にかかる領収書が添付されている。		
内容面	本議員連盟の活動目的から、政務活動としての目的・性質の合理性を認め得る。ただし、総会・研修会に参加していない議員の会費については上記団体目的との間に関連性が見出せず、調査研究費に該当しないものとされる可能性がある。		

〔補足〕【意見】

概要、手続面及び内容面については、上記市民クラブの大村湾議員連盟会費と同様である。

本支出については適法と考える。ただし、会費支出を前提とする具体的な協議会や研修会等について、その参加状況や研修内容に関する報告書を作成、提出すべきであり、報告書不存在が違法認定となり得ることについて留意を求めらる。

イ 長崎県女性議員協議会費【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	長崎県女性議員協議会費		
細目	金額	注意事項	
長崎県女性議員協議会費	1,000	佐藤文子	
合計	1,000		
支出理由			
令和元年度の長崎県女性議員協議会会費。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	長崎県女性議員協議会代表作成にかかる領収書が添付されている。		
内容面	活動目的等から、会費支出につき適法と考える。ただし、会員には積極的活動を期待する。		

〔補足〕【意見】

概要、手続面と内容面については、自民党市民会議令和元年度の長崎県女性議員協議会費と同じである。同協議会の男女共同参画社会実現のための政策研究等の目的に鑑み、本件支出については適法と考える。ただし、今回の監査では、同協議会の活動につき、上記目的に沿うものであるかが不明なところがあった。同協議会での活動につき、形骸化しないように留意していただきたい。

ウ 視察研修のキャンセル料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	視察研修のキャンセル料		
細目	金額	注意事項	
キャンセル料	19,760		
合計	19,760		
支出理由			
令和2年10月31日から同年11月2日まで（2泊3日）、本会派所属議員4名にて、長野県長野市及び福島県会津若松市において視察を予定していたが、台風により視察地が被災したためにキャンセルしたものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	領収証が添付されている。		
内容面	本件では、台風により視察地が被災したためにキャンセルしたことによるキャンセル料とされるものの、具体的な台風による視察地の被災状況が明らかとなった上で、それがやむを得ない事情に該当するといえない限り、キャンセル料の支出は不適切とされる可能性がある。		

〔補足〕

(ア) 概要

令和2年10月31日から同年11月2日まで（2泊3日）、本会派議員4名にて、長野県長野市及び福島県会津若松市において視察を予定していたが、台風により視察地が被災したためにキャンセルしたことによるキャンセル料として合計1万9760円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

領収証が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

視察等旅費のキャンセル料については、第8章の自民党市民会議にて、目的・性質の合理性判断基準を呈示している。本件にて、より検討すると、旅費のキャンセル料について、佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、「キャンセル料：明示された正当な理由に基づく場合は支出可能（公務・病気等）」（11頁～12頁）とされるにとどまっている。本件のような災害を原因としてキャンセル料が生じた場合、他の自治体においては、政務活動費の対象となるとされている例が散見される（新潟市、八戸市等）。また、台風の接近を理由として発生したキャンセル料の支出が問題となった事案においては、地裁判決において「『キャンセルが公務上その他やむを得ない事情によることの説明がないことから政務調査活動のために必要な経費とは認められない』（青森地判平成19年5月25日）とされ、控訴審で『台風が接近したため』との説明が補足されたものの、『旅行の日程や目的なども明らかにされておらず、やむを得ない事情とまでは認められない』（仙台高判平成19年12月20日）と判断されている（内田一夫著「判例から学ぶ 政務活動費の実務制度の基本から適正運用まで」〔株式会社ぎょうせい〕237頁）。本件では、台風により視察地が被災したために出張を中止したことによるキャンセル料とされるものの、具体的な台風による視察地の被災状況が明らかとなった上で、それがやむを得ない事情に該当するかは不明である。したがって、本件のようなキャンセル料支出については、上記要件を徹底させるように努めるべきである。

(エ) 小括【指摘】

台風等天災により視察キャンセルとなり、そのキャンセル料を政務活動費から支出するためには、当該災害による交通機関不通や視察先からの中止要請等、出張不能または中止がやむを得ないことの証明を徹底されたい。

エ 沖縄県宜野湾市等視察（2名）【指摘、意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	旅費（令和元年8月25日～同月27日）		
細目	金額	注意事項	
パック料金	134,520		
交通費	16,470		
食事代相当額	6,400		
日当	18,000		
合計	175,390		
支出理由			
令和元年8月25日から同月27日まで（2泊3日）、本会派所属議員2名にて、沖縄県宜野湾市及び那覇市において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証が添付されている。		

内容面	<p>本視察は、①沖縄県宜野湾市における現地視察及び②沖縄県那覇市における会合への参加に関するものに分類される。</p> <p>①については、視察報告書が2通添付されている。</p> <p>1通目の視察報告書においては、写真をウィキペディアから引用した上で、沖縄国際大学における米軍ヘリコプター墜落事件について記載がなされている。</p> <p>佐世保市との関連では、「佐世保市課題や問題の早期解決に向けて取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、佐世保市における行政課題との関連性が不明である。</p> <p>2通目の視察報告書においては、写真をウィキペディアから引用した上で、普天間第二小学校における騒音問題について記載がなされている。</p> <p>佐世保市との関連では、「佐世保においても基地問題にしっかりと取り組んで参ります。」と記載されているにとどまる。</p> <p>「佐世保市に無い課題や問題を宜野湾市は抱えておられた。」とも記載されているが、本視察が佐世保市における米軍基地にまつわる問題とどのように関連するのかが不明である。</p> <p>②については、「第14回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会」という会合への参加に関するものである。</p> <p>視察報告書においては、普天間飛行場にまつわる問題について記載がなされている。</p> <p>佐世保市との関連では、「佐世保においても米軍問題にしっかりと取り組んでいきたいと思う。」「佐世保市も地域密着で取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、佐世保市における行政課題との関連性が不明である。</p> <p>視察先及び視察目的・性質からして、佐世保市における基地問題という政策上の関連性を認め得ることから、本監査では視察旅行自体適法と判断するが、報告書の内容がインターネットの情報からの写真流用等、判例に照らして、違法と判断され得る可能性がある。調査研究の場合、報告書作成につき充実を図るように留意されたい。なお、食事代については、政務活動との一体性を求めるのが判例の傾向であり、今後、是正を検討していただきたい。</p>
-----	---

[補足]

(ア) 概要

令和元年8月25日から同月27日まで(2泊3日)、本会派所属議員2名にて、沖縄県宜野湾市及び那覇市において視察を行ったものに関して、合計17万5390円が支払われている。同日の自民党市民会議の沖縄視察と同道したものと推測される。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①沖縄県宜野湾市における現地視察及び②沖縄県那覇市における「第14回九州・沖縄防衛議員連盟連絡協議会総会」という会合への参加に関するものに分類される。

①については、沖縄国際大学における米軍ヘリコプター墜落事件及び普天間第二小学校における騒音問題の視察を目的とするものであり、②については、普天間飛行場にまつわる問題の視察を目的とするものであるが、これらの目的と佐世保市における議会活動とどのような関連性を有するのかが明らかではない(基地問題という点で両者は共通するものの、佐世保市では航空機の騒音や墜落・落下物等の問題は起きていない)。なお、詳細につき、不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。

この点、報告書によると、佐世保市における行政課題との関連性に関しては、①の1通目の視察報告書において、佐世保市との関連では「佐世保市課題や問題の早期解決に向けて取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、2通目の視察報告書においても、佐世保市との関連では「佐世保においても基地問題にしっかりと取り組んで参ります。」と記載されているにとどまる。「佐世保市に無い課題や問題を宜野湾市は抱えておら

れた。」とも記載されているが、本視察が佐世保市における米軍基地にまつわる問題とどのように関連するのかが不明である。②については、視察報告書において、佐世保市との関連では、「佐世保においても米軍問題にしっかりと取り組んでいきたいと思う。」、「佐世保市も地域密着で取り組んで参ります。」と記載されているにとどまり、佐世保市における行政課題との関連性が不明である。報告書に印刷されている写真もウィキペディアからの引用であるが、判例上、「インターネットから収集可能な情報に報告が止まること」については、その報告書が不適切と判断されることの一要素とされていることに留意するべきである。本件の報告書は、抽象的に基地問題をテーマとしつつも、佐世保市の行政課題への反映に乏しいと判断されるおそれがあり、ひいては、本支出全体が違法と判断される可能性もあると思われる。ただし、報告書より、宜野湾市の基地視察や議員連盟の総会出席自体は認められ、これら自体の目的、性質からして、市政との関連性を完全に否定し得るには至らないと判断し、本監査では、本件旅費支出については、概ね適法と判断する。報告書について、実際に出張した者でなければ把握できない調査結果記載や佐世保市の行政課題との関連性の具体的摘示に注意していただきたい。

なお、食事代6400円については、自民党市民会議令和元年度報告書の「沖縄視察（15名）」と同様に合理性を認めることができない。

(エ) 小括【意見、指摘】

- ①指摘：本件支出に関連して、夕食代等食事代の支出については、①原則として政務活動費から支出するべきではないこと、②例外的に、政務活動との分離が困難である場合等において支出が可能であること等、改正を検討していただきたい。
- ②意見：本報告書は、内容が不十分とされる可能性がある。具体的な視察結果や佐世保市の行政課題との関連性記載に努めるよう求める。

オ 新上五島町視察（1名）【意見あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	調査研究費		
支出対象	旅費（令和元年11月15日～同月16日）		
細目	金額	注意事項	
研修会参加費	10,000		
交通費	10,570		
日当	6,000		
宿泊料	14,800		
合計	41,370		
支出理由			
元年11月15日から同月16日まで（1泊2日）、本会派所属議員1名にて、長崎県南松浦郡新上五島町において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	1	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計1通添付されている。			
評価			
手続面	<p>旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証、運賃表が添付されている。</p> <p>研修会参加費については、長崎県女性議員協議会の領収書が添付されている。</p>		
内容面	<p>本視察は、上五島町役場においてなされたものである。</p> <p>視察報告書によると、本研修は、新上五島町役場において開催された「長崎県女性議員協議会総会・研修会」における研修及び新上五島町奈摩郷における講演に関するものとのことである。</p> <p>総会、研修会、懇親会及び島内視察のうち総会及び研修会のみが調査内容と調査目的との関連性が認められるといえる。</p> <p>佐世保市における行政課題との関連性に関しては、視察報告書を見る限り、いずれも明らかではないといえる。</p>		

〔補足〕

(ア) 概要

令和元年11月15日から同月16日まで(1泊2日)、本会派議員1名にて、長崎県南松浦郡新上五島町において視察を行ったものに関して、合計4万1370円が支払われている。自民党市民会議令和元年度報告書新上五島視察と同趣旨と推測できる。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書1通の他に、支払証明書、旅費明細書、領収証、運賃表が添付されている。研修会参加費については、長崎県女性議員協議会の領収書が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 本視察は、前述の長崎県女性議員協議会費に関連する総会・研修会に関するものである。本視察は、全体としては、男女共同参画社会の実現を目指す長崎県女性議員協議会の総会、研修会等に参加するものであり、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。それゆえ、本視察については、自民党市民会議のものと同様、全額適法であるが、実質的に政務活動としての性格が希薄である部分も多く、全部または一部違法の認定を受ける可能性があると思われる。

この点、監査チームにおいて、本支出を主担当した外部監査補助者より、以下のとおりの意見があったことから併記しておく。

本件出張の具体的スケジュールは以下のとおりである。

・令和元年11月15日

午後3時～午後4時 総会 (新上五島町有川支所2階会議室)

午後4時～午後5時30分 研修会 (同所)

午後6時～午後8時30分 懇親会 (ホテルマリソピア)

・同月16日

午前9時～ ホテルマリソピア出発

午前9時30分～11時30分 島内視察（矢堅目の塩工房、椿油体験工房）

午前11時30分 昼食（ホテルマルゲリータ）

総会においては、活動報告や収支報告等がなされ、研修会においては、知事や町長らの挨拶の後に「わからん島の宝物そして母心」というテーマで宮司による講演がなされ、島内視察としては、海水塩の精製の調査やつばきの搾油及び炭焼きの体験が行われたようである。以上の活動内容を長崎県女性議員協議会の目的である男女共同参画社会の実現と照らし合わせると、総会及び研修会については同目的との間で関連性が見出せないところまでとはいえず、これらに係る支出については違法であるとまではいえない。

他方、懇親会や島内視察については、男女共同参画社会の実現という目的との間に関連性が見出せず、そのような目的の元になされたものであるとはいえず、調査研究費に該当しないものとして違法となる可能性があるといえる。具体的には、本支出のうち、総会、研修会、懇親会及び島内視察の計7時間30分のうち総会及び研修会に係る2時間30分のみが調査研究費として相当といえ、案分すると、3分の1を超える分については違法とされる可能性がある。

（エ）小括【意見】

本件支出は、本監査の最終的な判断としては適法と考えるが、懇親会や島内視察部分が市政との関連性につき不分明である。出張につき、適宜政務活動との関連性が少ない部分の分離を検討していただくとともに、本件に関しては、長崎県女性協議会の実際の活動につき、形骸化しないように努めていただきたい。

(2) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
明石功	2,031	4月分	
大塚克史	5,050	4月分	
森田浩	6,545	4月分	
川内敏明	6,000	4月分	
大塚克史	65,967	5月～3月分	
森田浩	45,136	5月～3月分	
佐藤文子	39,200	5月～3月分	
宮島武雄	79,264	5月～3月分	
合計	249,193		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘】

所属議員 6 名のガソリン代として、合計 24 万 9 1 9 3 円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和 2 年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 道路通行料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	道路通行料		
細目	金額	注意事項	
ETC利用料	14,570		
合計	14,570		
支出理由			
ETC利用にかかる支出である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	本会議・委員会等の開催日程一覧及び月ごとの請求明細書が添付されている。		
内容面	本会議・委員会等の開催日程一覧記載のもの以外のETC利用について、利用目的に関する資料がなく、政務活動費として相当な支出であるか否かは不明である。また、本会議・委員会等の開催日程一覧の存在は、これらの出席部分を除外するために添付されているものと推測できるが、それ以外の利用が広報活動であるのかどうかは分からない。		

〔補足〕

(ア) 概要

ETC利用料として、合計1万4570円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

本会議・委員会等の開催日程一覧及び月ごとの請求明細書が提出されている。本会議・委員会等の出席は政務活動ではなく議会活動として政務活

動費対象外になるため、その除外のための資料として提出されたもよう。

(ウ) 内容面での評価

E T C利用のうち、議員としての活動と推認されるものを明らかにする目的で本会議・委員会等の開催日程一覧が添付されているものと考えられる。そのため、請求明細書記載のものから、同一覧記載のものを除外して計上されている。

もともと、同一覧記載のもの以外のE T C利用について、利用目的に関する資料がなく、政務活動費として相当な支出であるか否かは不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会を行ったが、「目的は政務活動としてのものと考えられるが詳細は不明です。」との回答にとどまり、政務活動目的を裏付ける資料は開示されなかった。

そのため、広報費の支出であるかが不明である。

(エ) 小括【指摘】

少なくとも、E T C利用料の支出に際して、いかなる広報活動を行ったのが判明する程度の報告書等資料を添付すべきである。E T C利用については、実際に、いつ、どの区間を利用したのかの明細をクレジットカード会社から入手することは容易であり、これを基本資料として、さらに、政務活動費からの支出を求める区間について、いかなる広報活動（事務費等も含める場合にはそれらの活動も含めて）を行ったかを説明することは困難ではない。仮に、そのような運用が不可能である場合には、E T C利用料につき政務活動費からの支出を容認するかどうかを再検討すべきである。

ウ 電話代【指摘あり】

用途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	6	平成31年4月分 固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
ファクシミリ代(N T T西日本)	2,893	平成31年4月分 ファクシミリ代であり、利用料金の全額が計上されている。	
明石功	3,430	平成31年4月分	
大塚克史	5,503	平成31年4月分	
森田浩	3,762	平成31年4月分	
川内敏明	3,514	平成31年4月分	
固定電話代 (佐世保市)	1,958	令和元年5月～令和2年3月分 固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
ファクシミリ代(N T T西日本)	32,655	令和元年5月～令和2年3月分 ファクシミリ代であり、利用料金の全額が計上されている。	
大塚克史	61,388	令和元年5月～令和2年3月分	
森田浩	41,884	令和元年5月～令和2年3月分	
佐藤文子	0	令和元年5月～令和2年3月分	
宮島武雄	16,842	令和元年10月～令和2年3月分	
合計	173,835		
支出理由			
固定電話代、ファクシミリ代及び各議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、月毎の納入通知書兼領収証書が添付されている。</p> <p>2 ファクシミリ代（NTT西日本）については、月毎の内訳書及び領収書が添付されている。</p> <p>3 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■明石：4月分については領収証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■大塚：利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■森田：クレジットカードの利用明細のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■川内：4月分については領収証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■佐藤：請求なし。</p> <p>■宮島：明細が添付されており、電話料金のみが計上されている。</p>	
内容面	<p>会派控室固定電話代、ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>	

〔補足〕

(ア) 概要

平成31年4月分は、固定電話の電話代、ファクシミリ代及び所属議員4名の携帯電話使用料として、合計1万9108円が支払われている。令

和元年5月分ないし令和2年3月分は、固定電話の電話代、ファクシミリ代及び所属議員3名の携帯電話使用料として、合計15万4727円が支払われている。

(イ) 手続面及び内容面について

手続面及び内容面については、上記緑政クラブ(固定電話料金と携帯電話料金)及び市政クラブ(ファクシミリ代と携帯電話料金)と同じである。なお、本会派の携帯電話分については、各月の利用料金のみしか分からない資料が多く、通信料部分以外の支出が含まれていないのかの確認が困難であった。会派控室備付固定電話料金及びファクシミリ代についても、全て市政の広報活動であるとするのは難しいと思われる。

(ウ) 小括【指摘】

① 固定電話代、ファクシミリ代

会派控室の固定電話代、ファクシミリ代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動(広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。)について、報告書またはこれに準じる資料を提出すべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	57,425	フレッツ光ネクスト	
同上	12,203	OCN	
工事費	29,484		
合計	99,112		
支出理由			
インターネット利用料等として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 インターネット利用料については、それぞれ、月毎の内訳が記載されている請求書及び電話料金等払込受領証が添付されている。</p> <p>2 工事費用については、請求書及び振込票が添付されている。</p>		
内容面	<p>インターネット利用料については、全額が計上されているが、広報活動を行ったという裏付等に欠ける。広報費、調査研究費、事務費等として総合考慮し容認するのであれば、会派控室利用分として按分適用を検討していただきたい。</p>		

〔補足〕

(ア) 概要

インターネット利用料として、合計9万9112円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

インターネット利用料については、それぞれ、月毎の内訳が記載されている請求書及び電話料金等払込受領証が添付されている。工事費用については、請求書及び振込票が添付されている。以上より、手続面について問題は無い。

(ウ) 内容面での評価

会派控室でのインターネット利用料金については、他会派と同様である。すなわち、「広報費」と限定していることは実際の使用実態と異なると考えられること、「事務費」等他の項目を追加するとしても、会派控室の事務費についての判例傾向から按分適用を検討すべきである。

(エ) 小括【指摘】

会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	9,788	令和元年4月分	
同上	48,940	令和元年5月～同年9月分	
同上	59,832	令和元年10月～令和2年3月分	
合計	118,560		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

[補足]

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(3) 資料購入費（新聞購読料）

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
西日本新聞	40,493	1 2 か月分	
全国農業新聞	7,700	月額 7 0 0 円 × 1 1 か月分	
合計	48,193		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。		
内容面	■各新聞については、西日本の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

〔補足〕

西日本新聞及び全国農業新聞の購読料として、合計 4 万 8 1 9 3 円が支払われている。手続面及び内容面とも指摘すべき部分はなく全額適法と考える。

(4) 事務費について(プリンターリース料等及び事務用品購入費)【指摘、
評価あり】

年度	令和元年度	
会派名	公明党	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料等及び事務用品購入費	
細目	金額	注意事項
プリンター リース料	31,968	平成31年4月分
プリンター 及びノート パソコン リース料	291,100	令和元年5月～令和2年3月分
コピーカウ ンター料	4,552	
同上	6,782	
同上	4,417	
同上	4,257	
同上	7,122	
同上	7,518	
トナー、A4 用紙購入費 用	65,560	
トナー購入 費用	38,159	
トナー、A4 用紙購入費 用	33,572	
事務消耗品 購入費	31,761	
合計	526,768	

支出理由			
プリンターリース料等及び事務用品購入費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	1 リース料（4月分）：引落しがなされた通帳の該当箇所のみが添付されており、詳細が不明である。 2 プリンター及びノートパソコンリース料：契約内容に関する資料が添付されている。 3 コピーカウンター料及びトナー等購入費用：請求書及び領収書が添付されている。 4 事務消耗品購入費：領収書が添付されている。		
内容面	■プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、全額が計上されているが、判例の傾向に照らし按分適用を検討するべきである。 ■コピー用紙やインク等事務消耗費についても同様に按分適用を検討するべきである。		

〔補足〕【指摘、評価】

- ①指摘：本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。
- ②評価：プリンターにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

5 社会民主党

本年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があった。そのため、社会民主党については平成31年4月分のみとなっている。

(1) 広報費

ア ガソリン代

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
早稲田矩子	6,429	領収証が添付されている。	
古家勉	9,099	領収証が添付されている。	
永田秀人	7,046	領収証が添付されている。	
合計	22,574		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		

内容面	<p>佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。</p> <p>もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。</p>
-----	--

〔補足〕【指摘】

所属議員3名のガソリン代として、合計2万2574円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 電話代

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	477	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
早稲田矩子	3,856	利用料金の明細が添付されている。	
古家勉	3,191	払込受領証が添付されている。	
永田秀人	2,694	利用料金の明細が添付されている。	
合計	10,218		
支出理由			
固定電話代及び各議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、納入通知書兼領収証書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、それぞれ金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■早稲田：請求合計と実際に計上されている費目が異なり、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■古家：払込受領証のみが添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■永田：利用料金の明細が添付されている。合計金額から端末等代金分割支払金分及びパケット利用料分が控除されたものが計上されている。</p>
内容面	<p>会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕

（ア）概要

平成31年4月分の固定電話1台の電話代及び所属議員3名の携帯電話使用料として、合計1万0218円が支払われている。

（イ）手続面及び内容面について

手続面及び内容面については、上記緑政クラブと同じである。なお、本会派の携帯電話分について、各月の利用料金のみ判明する資料だけ提出している議員分は、通信料部分以外の支出が含まれていないのかの確認が困難であった。会派控室備付固定電話の電話料についても、全て市政の広報活動であるとする事は難しいと思われる。

（ウ）小括【指摘】

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	7,341	平成31年4月分	
合計	7,341		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(2) 資料購入費（新聞購読料）

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
用途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
自治日報	2,117	1か月分	
しんぶん赤旗	4,427	1か月分	
合計	6,544		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書が添付されている。		
内容面	各新聞については、地方自治等に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

〔補足〕

各新聞につき、地方自治等に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。なお、しんぶん赤旗の購読料については、他政党の政策の参考資料としての側面があることから、適法と評価する。

(3) 事務費（プリンターリース料及びカウンター料）【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	社会民主党		
使途	事務費		
支出対象	プリンターリース料及びカウンター料		
細目	金額	注意事項	
プリンターリース料	11,340		
プリンターカウンター料	17,396		
合計	28,736		
支出理由			
プリンターリース料及びカウンター料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	1 プリンターリース料については、領収証が添付されている。 2 プリンターカウンター料については、振替払込金受領証が添付されている。		
内容面	■プリンターリース料及びプリンターカウンター料については、全額が計上されているが、判例の傾向に照らし按分適用を検討するべきである。		

〔補足〕【指摘、評価】

- ①指摘：本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。
- ②評価：プリンターにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

6 日本共産党

本年度については、佐世保市議会議員の選挙に伴い、年度途中で会派の構成に変動があった。そのため、日本共産党については令和元年5月分から令和2年3月分のみとなっている。

(1) 広報費について

ア 電話代【指摘、評価あり】

年度	令和元年度		
会派名	日本共産党		
用途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	432	令和元年5月分 固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
合計	432		
支出理由			
固定電話代。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成に係る領収書が添付されているが、利用目的が不明である。		
内容面	会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘、評価】

①指摘：会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

②評価：他会派と異なり、議員個人が使用する携帯電話料金を請求していないことは大きく評価できる。

イ タブレット端末通信費負担金

年度	令和元年度		
会派名	日本共産党		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	12,235	令和元年5月～同年9月分	
同上	14,958	令和元年10月～令和2年3月分	
合計	27,193		
支出理由			
<p>タブレット端末通信費負担金として支出したもの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。</p>			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

[補足]

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(2) 資料購入費 (新聞購読料)

年度	令和元年度		
会派名	日本共産党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
全国農業新聞	4,900	小田徳頭 月額700円×7か月分	
社会新報	7,820	小田徳頭 (月額700円×5か月分) + (月額720円×6か月分)	
月刊社会民主	7,270	小田徳頭 (月額650円×5か月分) + (月額670円×6か月分)	
長崎新聞	30,860	小田徳頭 月額3086円×10か月分	
商工新聞	5,500	小田徳頭 11か月分	
合計	56,350		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	いずれも領収証が添付されている。		
内容面	各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

[補足]

(ア) 概要

新聞の購読料として、合計5万6350円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

いずれも領収証が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、概ね長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。なお、社会新報及び月刊社会民主は、いずれも社会民主党の関連紙であるが、他政党の政策研究等の資料となる側面を考慮し、本件では適法と判断した。それから、商工新聞は、全国商工団体連合会発行紙であるが、同連合会は日本共産党との政策上での共同関係を形成していることがあるという見解がある。それゆえ、商工新聞購読につき、政党活動の側面が窺えなくも無いが、同連合会が日本共産党そのものを母体としているのではなく、また、日本全国の中小企業の営業等支援を主要事業としていることからすれば、政党活動として認定することは困難であると思われる。

(エ) 小括

本件支出は全額適法である。

(3) 事務費 (プリンター等リース料) 【指摘、評価あり】

年度	令和元年度	
会派名	日本共産党	
使途	事務費	
支出対象	プリンター等リース料	
細目	金額	注意事項
プリンター等リース料	1,080	
同上	4,752	
同上	4,752	
同上	14,904	
同上	14,904	
同上	1,080	
同上	19,656	
同上	1,080	
同上	19,656	
同上	1,080	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
同上	19,656	
同上	1,100	
合計	207,480	
支出理由		
プリンター及びノートパソコンのリース料の支出。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	領収書等は添付されておらず、上記支出が記帳されている通帳の該当頁が提出されている。	
内容面	■プリンター及びノートパソコンリース料については、全額が計上されているが、判例の傾向に照らし按分適用を検討すべきである。	

〔補足〕【指摘、評価】

- ①指摘：本支出については、他会派と同様に按分とすることを今後検討していただきたい。包括外部監査人としては、判例に照らし2分の1按分を提案する。
- ②評価：プリンター、ノートパソコンにつきリース契約を締結していることは会派の財産形成回避等の観点から評価できる。

第2 令和2年度について

1 市民クラブ

(1) 調査研究費

ア 対馬市視察（7名）【意見あり】

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	旅費（令和2年11月16日～同月18日）		
細目	金額	注意事項	
交通費	218,520		
日当	63,000		
宿泊料	207,200		
合計	488,720		
支出理由			
令和2年11月16日から同月18日まで（2泊3日）、本会派所属議員7名にて、長崎県対馬市内において視察を行ったもの。			
提出されている報告書の内容	丁数	3	<input type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
「視察報告書」が計3通添付されている。			
評価			
手続面	旅費については、視察報告書の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が添付されている。		

内容面	<p>本視察は、①「観光振興の現状と問題について（インバウンド対策）」に関するもの、②観光情報館「ふれあい処つしま」におけるもの、③タブレット端末の導入に関するものに分類される。</p> <p>①については、長崎県対馬市において、同市における観光振興について対馬市観光交流商工部観光商工課課長から説明を受けたものである。現状の説明を受けた上で質疑応答がなされており、対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。"</p> <p>②については、同市の観光情報館「ふれあい処つしま」において、観光物産協会事務局長から説明を受けたものである。対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。</p> <p>③については、同市において、タブレット端末の導入について行われたものであるが、視察報告書を見る限り、視察先や説明者は不明である。対馬市の小中学校におけるタブレット端末の導入状況や事業効果について記載がなされている。</p> <p>以上を総合考慮し、本件については適法と解する。</p>
-----	--

〔補足〕

(ア) 概要

令和2年11月16日から同月18日まで(2泊3日)、本会派所属議員7名にて、長崎県対馬市内において視察を行ったものに関して、合計48万8720円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

旅費については、視察報告書3通の他に、支払証明書、旅費明細書、航空券代の領収証、運賃表が提出されており、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

本視察は、①「観光振興の現状と問題について（インバウンド対策）」に関するもの、②観光情報館「ふれあい処つしま」におけるもの、③タブレット端末の導入に関するものに分類される。

①については、長崎県対馬市において、同市における観光振興に関する視察を目的とするものであり、②については、同市の観光情報館「ふれあい処つしま」において観光の現状に関する視察を目的とするものであり、③については、同市において、小中学校におけるタブレット端末の導入に関する視察を目的とするものであり、いずれも、目的と議会活動との関連性は認められるといえる。①及び②については、視察報告書において視察先又は説明者に関する記載がなされており、調査内容と調査目的との関連性は認められる。一方、③については、そのいずれも明らかでなく、具体的な調査方法が不明となっているため、調査内容と調査目的との関連性が認められるとはいえないと考えられる。なお、支出詳細につき、不要ないし過度な支出は認められず、支出としての合理性については問題ない。

佐世保市における行政課題との関連性に関しては、①については、現状の説明を受けた上で質疑応答がなされており、対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。②についても、対馬市における観光の現状を知ることができたものといえるが、本視察が佐世保市における観光の取組み等とどのように関連するかは不明である。③については、資料上、佐世保市の小中学校におけるタブレット端末の導入の現状が不明であったが、議会運営課に照会したところ、当時、佐世保市においても小中学校におけるタブレット学習導入が協議事項になっていたとのことである。以上より、いずれの視察においても、佐世保市における行政課題について、視察先の性質や目的から、本件視察により観光分野及び教育分野での対馬

市との対比という成果は導き得たものと推測できる。それゆえ、本件支出につき適法と認める。ただし、報告書をより充実させることを求める。

(エ) 小括【意見】

本件支出につき適法と解する。ただし、報告書につき、視察者のみが把握し得る成果記載、佐世保市の行政課題との関連性を明確にする等より充実させることを求める。

(2) 広報費

ア 市議会だよりの印刷費用

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	市議会だよりの印刷費用		
細目	金額	注意事項	
小野原茂	121,000	春号	
松尾俊哉	69,300	夏号	
同上	49,500	春号	
合計	239,800		
支出理由			
市議会だよりの印刷費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	印刷会社作成に係る領収書が計3通添付されている。		
内容面	各広報紙とも、議会での質問内容等に関する記載がなされており、広報費に該当する支出であるといえる。		

[補足]

(ア) 概要

市議会だよりの印刷費用として、合計23万9800円が支払われている。内訳としては、小野原茂市議に係る市議会だより春号1万部の印刷費

用として12万1000円（単価11円）、松尾俊哉市議に係る市議会だより夏号4000部の印刷費用として6万9300円（単価17.325円）、同人に係る市議会だより春号3000部の印刷費用として4万9500円（単価16.5円）となる。

（イ）手続面での評価

印刷会社作成に係る領収書が計3通提出されており、手続面について問題は無い。

（ウ）内容面での評価

二次開示により、広報紙原本の開示を受けた。その上で、本件の広報紙の印刷費用及び郵送費用の支出の相当性について検討した結果、各議員の広報紙については、議会での質問内容等に関する記載で占められており、広報費に該当する支出であるといえる。

（エ）小括

本件支出は適法である。

イ ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
柴山賢一	40,135		
松尾俊哉	119,896		
久野秀敏	63,101		
永田秀人	67,039		
小野原茂	98,186		
古家勉	83,611		
山下隆良	99,328		
合計	571,296		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」（7頁）とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘】

所属議員7名のガソリン代として、合計57万1296円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

ウ 電話代【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	市民クラブ	
使途	広報費	
支出対象	電話代	
細目	金額	注意事項
固定電話代 (佐世保市)	1,198	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。
柴山賢一	69,911	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
松尾俊哉	40,596	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
久野秀敏	35,116	月毎の利用料金の明細が添付されている。
永田秀人	63,982	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
小野原茂	70,869	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
古家勉	53,307	月毎の利用料金の明細が添付されている。
山下隆良	60,610	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。
合計	395,589	
支出理由		
固定電話代及び各議員の携帯電話利用料である。		
提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明

評価	
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、月毎の領収書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■柴山：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■松尾：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■久野：請求明細が添付されている。しかし、請求合計と実際に計上されている費目が異なり、計上されている項目がマスキングされているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■永田：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■小野原：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■古家：請求明細が添付されている。しかし、請求合計と実際に計上されている費目が異なり、計上されている項目がマスキングされているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■山下：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p>
内容面	<p>会派控室固定電話代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕【指摘】

令和元年度市民クラブ電話代と同じである。

① 固定電話代

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	17,820	N T T コミュニケーションズ	
同上	81,193	フレッツ光	
合計	99,013		
支出理由			
インターネット利用料として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれ、月毎の領収書が添付されている。		
内容面	インターネット利用料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。		

〔補足〕【指摘】

令和元年度市民クラブインターネット利用料と同じである。会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただいた

い。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金

年度	令和2年度		
会派名	市民クラブ		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	69,804	令和2年4月～同年7月分	
同上	84,712	令和2年8月～令和3年2月分	
合計	154,516		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したものの。佐世保市議会では、情報伝達や資料保存等の効率化のため、議員1名あたり、1台のタブレットを貸与している。その通信費につき、あらかじめ運用指針に従い、全額の2分の1を佐世保市が各会派へ請求している。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書2通が添付されている。		
内容面	広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。		

〔補足〕

タブレット端末通信費負担金については、他会派と同じであり、適法である。

(3) 資料購入費（新聞購読料、図書・雑誌購入費）【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	市民クラブ	
使途	資料購入費	
支出対象	新聞購読料、図書・雑誌購入費	
細目	金額	注意事項
全国農業新聞	8,400	月額700円×12か月分
長崎政治経済新聞	15,000	
自治日報	25,872	
季刊地域	7,554	41号～48号。
週刊金曜日	24,343	年間購読48回。
たびだち	4,800	92号～97号。
月刊ガバナンス	15,720	年間購読料。
社会新報	8,640	月額720円×12か月分
月刊社会民主	8,040	月額670円×12か月分
議員NAVI Plus	19,800	年間利用料。 議員NAVI Plusについては、販売元である第一法規株式会社のウェブサイトによると、「地方議会議員に必要な政策立案・実行に関する情報を『ウェブマガジン』『法律改正アラート』『法律解説』『政務活動費NAVI』『ニューズレター』『情報検索サービス』で、自治体議員の活動を総合的にサポート」するものとされている。
参考図書	25,534	15冊。
合計	163,703	
支出理由		
政務活動に資するとされる新聞購読料や書籍購入費用等。		

提出されている報告書の内容	丁数	■ 報告書不存在または不明
評価		
手続面	各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。 各書籍については、レシートないし納品書が添付されている。	
内容面	<p>■各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。</p> <p>■議員NAVI Plusについては、目的外利用に該当する可能性があるものを含め、多種多様な使用目的が想定されるが、本件では、そのような目的外利用に該当する部分とそうでない部分を明確に区別することが困難である。今後、2分の1按分を検討していただきたい。</p> <p>■書籍に関しては、「季刊地域（41号～48号）」、「たびだち（92号～97号）」、「月刊ガバナンス」、「人はなぜ税を払うのか」、「賃金と社会保障（No.1682、No.1754）」、「進化する里山資本主義」、「マンガ認知症」、「まちづくり幻想」、「原子力の精神史」、「『小さな拠点』をつくる」、「『地域人口ビジョン』をつくる」、「『循環型経済』をつくる」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められるが、「〈嘘〉の政治史」、「ストライキ2.0」、「おうち性教育はじめます」、「プロパガンダ戦争」については、同関連性が不明である。</p> <p>また、「月刊ガバナンス 5月号」については、月刊ガバナンス年間購読料と一部重複している可能性がある。</p>	

〔補足〕

(ア) 概要

各種新聞等の購読料、議員NAVI Plusの年間利用料、書籍購入費用として、合計16万3703円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。各書籍につ

いては、レシートないし納品書が添付されている。上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。議員NAV I P l u sについては、令和元年度における市民クラブの資料購入費の項目で述べたように、1／2の按分割合とするべきである。書籍に関しては、「季刊地域（41号～48号）」、「たびだち（92号～97号）」、「月刊ガバナンス」、「人はなぜ税を払うのか」、「賃金と社会保障（No. 1682、No. 1754）」、「進化する里山資本主義」、「マンガ認知症」、「まちづくり幻想」、「原子力の精神史」、「『小さな拠点』をつくる」、「『地域人口ビジョン』をつくる」、「『循環型経済』をつくる」については、書籍のタイトルから佐世保市の行政課題との関連性が認められる。他方、「〈嘘〉の政治史」、「ストライキ2.0」、「おうち性教育はじめます」、「プロパガンダ戦争」については、同関連性が不明である。また、「月刊ガバナンス 5月号」については、月刊ガバナンス年間購読料と一部重複している可能性があるところ、仮に重複している場合には支出の必要性がないと考えられる。

(4) 小括【指摘】

ア 本件支出中、書籍代金の内、①「〈嘘〉の政治史」、「ストライキ2.0」、「おうち性教育はじめます」、「プロパガンダ戦争」については、佐世保市行政課題との関連性不明のため、②「月刊ガバナンス 5月号」については合理的理由なき重複購入であり、いずれも条例、運用指針に抵触すると思われる。「議員NAV I P l u s」使用料については、政務活動以外の利用の余地があることから、按分を検討されたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。

イ なお、書籍の内、政党色があるものについては、全部または一部が違

法とされる可能性があり、他方、前ア①の書籍についても、購入した議員の所属委員会等によっては目的・性質上の合理性が認められる可能性がある。購入した書籍について、読了前は購入目的、読了後は短評と関連する佐世保市の行政課題を簡潔でもよいので記録し、これを報告書として提出することを検討されたい。

(4) 事務費プリンターリース料及び事務用品購入費等【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	市民クラブ	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料及び事務用品購入費等	
細目	金額	注意事項
プリンターリース料	150,336	リコーリース株式会社
プリンターパフォーマンス料等	221,794	株式会社マゴオリ
プリンターリース料	14,520	シャープファイナンス株式会社
プリンターパフォーマンス料	109,252	長崎事務設備販売株式会社
パソコンリース料	225,504	
事務用品購入代金	38,601	5月11日付けのもの
事務用品購入代金	3,491	7月8日付けのもの
事務用品購入代金	5,525	9月10日付けのもの
事務用品購入代金	8,049	10月6日付けのもの
事務用品購入代金	46,796	11月10日付けのもの
事務用品購入代金	9,158	1月13日付けのもの
事務用品購入代金	30,890	2月9日付けのもの

事務用品購入代金	6,562	3月15日付けのもの	
事務用品購入代金	21,337	4月7日付けのもの	
その他事務用品購入費	469,798	うち計21万9120円が空気清浄機の購入費用	
合計	1,361,613		
支出理由			
プリンター等のリース料及びパフォーマンス料並びに事務用品購入費用。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 コピー機リース料（リコーリース株式会社）については、領収証が添付されている。</p> <p>2 コピー機パフォーマンス料（株式会社マゴオリ）について、提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されているが、明細が明らかではない。</p> <p>3 コピー機リース料（シャープファイナンス株式会社）については、受取書が添付されている。</p> <p>4 コピー機パフォーマンス料（長崎事務設備販売株式会社）について、提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されているが、明細が明らかではない。</p> <p>5 パソコンリース料については、契約内容に関する資料が添付されている。</p> <p>6 事務用品購入代金については、請求書及び振込明細書が添付されている。</p> <p>7 その他事務用品購入費については、領収書、レシート、ないし納品書が添付されている。</p>		

内容面	<p>■プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、按分とするべきである。</p> <p>按分割合については、設置場所に応じて差異を設けることもあり得ると考えられる。</p> <p>■その他事務用品購入費のうち計21万9120円が空気清浄機の購入費用であり、令和3年1月8日付けの領収証及び同年3月30日付けの領収証が添付されている。</p> <p>前者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：K1-LX75及びKC-G40）の購入に関するものであり、後者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：K1-NS70-T）の購入に関するものである。これについては、そもそも政務活動費として相当であるか不明である。</p> <p>■空気清浄機以外の事務用品購入については、今後、按分を検討していただきたい。</p>
-----	---

〔補足〕

(ア) 概要

プリンターリース料、プリンターパフォーマンス料、パソコンリース料、その他事務用品購入費として、合計136万1613円が支出されている。

(イ) 手続面での評価

コピー機リース料（リコーリース株式会社）については、領収証が添付されている。コピー機パフォーマンス料（株式会社マゴオリ）について、提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されているが、明細が明らかではない。コピー機リース料（シャープファイナンス株式会社）については、受取書が添付されている。コピー機パフォーマンス料（長崎事務設備販売株式会社）については、請求書が添付されている。なお、

提出資料においては、「コピー機パフォーマンス料他」と記載されていたため、「他」の具体的な内容について包括外部監査人から議会運営課に対して照会したところ、「『他』の記載が誤りで、実際はコピー機パフォーマンス料のみとなっております。」との回答がなされた。パソコンリース料については、契約内容に関する資料が添付されている。事務用品購入代金については、請求書及び振込明細書が添付されている。その他事務用品購入費については、領収書、レシート、ないし納品書が添付されている。以上から、手続面について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

プリンターリース料及びプリンターパフォーマンス料については、全額が計上されているが、令和元年度市民クラブの事務費と同じく、会派控室での利用であることから、按分が妥当である。

その他事務用品購入費についても按分が妥当であるが、本件支出中、計21万9120円が空気清浄機の購入費用であり、令和3年1月8日付けの領収証及び同年3月30日付けの領収証が添付されている。前者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：KI-LX75及びKC-G40）の購入に関するものであり、後者は、空気清浄機2台（シャープ製、品番：KI-NS70-T）の購入に関するものである。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対し、購入した空気清浄機の用途や使用方法について照会したところ、「コロナ禍において、不特定多数の市民との相談対応など、来客対応における感染対策として購入しています。」との回答がなされた。新型コロナウイルス感染予防としての必要性が一定程度認められるといえるが、空気清浄機は、その存在が政務活動に不可欠といえるものではなく、上記の説明も甚だ関連性に乏しいと言わざるを得ない。

(エ) 小括【指摘、評価】

①指摘：本件の空気清浄機購入のように事務に直接必要ではない機器につ

いては、原則として政務活動費からの支出を容認していないという判例の傾向を参考として、今後、注意していただきたい。また、その余の事務用品購入代金については、会派控室の事務経費として按分適用を検討していただきたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。

②評価：プリンターやパソコンにつきリース契約活用は、財産形成防止等の観点から評価できる。

2 公明党

(1) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
佐藤文子	38,513		
大塚克史	64,820		
宮島武雄	59,757		
森田浩	36,191		
合計	199,281		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘】

所属議員4名のガソリン代として、合計19万9281円が支払われている。手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 道路通行料【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	道路通行料		
細目	金額	注意事項	
ETC利用料	20,410		
合計	20,410		
支出理由			
ETC利用にかかる支出である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	本会議・委員会等の開催日程一覧及び月ごとの請求明細書が添付されている。		
内容面	ETC利用のうち、議員としての活動と推認されるものを明らかにする目的で本会議・委員会等の開催日程一覧が添付されているものと考えられる。そのため、請求明細書記載のものから、同一覧記載のものを除外して計上されている。もっとも、同一覧記載のもの以外のETC利用について、利用目的に関する資料がなく、政務活動費として相当な支出であるか否かは不明である。		

〔補足〕【指摘】

ETC利用料として、合計2万0410円が支払われている。令和元年度報告書公明党のETC利用料と同じであり、少なくとも、ETC利用料の支出に際して、いかなる広報活動を行ったのかが判明する程度の報告書等資料を添付する運用を行うか、ETC利用料の政務活動費からの支出を制限するかを検討していただきたい。

ウ 電話代【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話代 (佐世保市)	271	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
FAX代 (NTT西日本)	35,723	FAX代であり、利用料金の全額が計上されている。	
大塚克史	34,134	月毎の利用料金の明細が添付されている。	
宮島武雄	75,707	月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されている。	
森田浩	38,906	月毎のクレジットカードの利用明細が添付されている。	
合計	184,741		
支出理由			
固定電話代、FAX代及び各議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明

<p>手続面</p>	<p>1 固定電話（佐世保市）については、佐世保市長作成に係る領収書が添付されている。</p> <p>2 ファクシミリ代（NTT西日本）については、NTT西日本作成に係る明細書及び領収書が添付されている。いずれも宛名は「佐世保市議会公明党会派代表者 大塚克史 様」とされている。</p> <p>3 携帯電話利用料については、支払証明書のほか、金額を裏付ける資料が添付されている。</p> <p>■大塚：電話料金から、「au機器代金」及び「auかんたん決済利用料」が控除された金額が計上されている。</p> <p>■宮島：月毎の利用料金のみが記載された利用料金証明書が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p> <p>■森田：月毎のクレジットカードの利用明細が添付されているため、電話料金以外の支出の金額及び有無が不明である。</p>
<p>内容面</p>	<p>会派控室固定電話代、ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在せず、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>

〔補足〕【指摘】

固定電話1台の電話代、ファクシミリ代及び所属議員3名の携帯電話使用料として、合計18万4741円が支払われている。令和元年度報告書公明党の電話代と同じである。

① 固定電話代、ファクシミリ代

会派控室の固定電話代、ファクシミリ代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明して

いる多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

エ インターネット利用料【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	インターネット利用料		
細目	金額	注意事項	
インターネット利用料	56,603	フレッツ光ネクスト	
同上	21,450	OCN	
合計	78,053		
支出理由			
インターネット利用料として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 フレッツ光ネクストについては、月毎の受領証及び請求書が添付されている。</p> <p>2 OCNについては、月毎の受領証、請求書及び料金内訳書が添付されている。</p> <p>請求書及び料金内訳書についてはそれぞれ2か月分をまとめて作成されている。</p>		
内容面	<p>インターネット利用料については、全額が計上されているが、広報活動を行ったという裏付等に欠ける。広報費、調査研究費、事務費等として総合考慮し容認するのであれば、会派控室利用分として按分適用を検討していただきたい。</p>		

〔補足〕【指摘】

インターネット利用料として、合計7万8053円が支払われている。令和

元年度報告書公明党のインターネット利用料と同じである。

会派控室でのインターネット利用料については、固定電話代やファクシミリ代と同様に、「広報費」として限定するのではなく、「調査研究費」、「要請陳情活動費」及び「事務費」等の追加等検討されたい。その上で、会派控室内での事務費についての判例の流れを考慮し、今後、按分制度を適用するかどうかを検討していただきたい。包括外部監査人としては按分比率については2分の1を提案する。

オ タブレット端末通信費負担金【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	公明党		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	39,888	令和2年4月～同年7月分	
同上	48,014	令和3年8月～令和4年2月分	
合計	87,902		
支出理由			
タブレット端末通信費負担金として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書2通が添付されている。		
内容面	<p>広報費としての取扱いに疑問が残るが、実質的に適法と考える。 ただし、令和3年8月～令和4年2月分のタブレット端末通信費負担金として、4万8014円が計上されているが、これが令和2年度の政務活動費の資料として添付されて計上されている趣旨が不明である。</p>		

〔補足〕

(ア) 概要

タブレット端末通信費負担金として、合計8万7902円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が提出されており、手続面

について問題はない。

(ウ) 内容面での評価

佐世保市が議員に貸与しているタブレット通信費につき、政務活動として使用する部分を2分の1として通信費を徴収している点につき、広報費名目としていることは疑問が残るが、実質的には別の政務活動の項目に該当し得ると考え適法と判断している。ただし、本件報告書では、令和2年4月から令和4年2月までの通信費の徴収がなされているようである。これは、政務活動費につき、年度毎の収支管理、精算を求められることに抵触していると思われる。

これにつき、包括外部監査人にて議会運営課へ照会したところ、この令和3年8月以降の通信費徴収の表示は誤記であり、実体としては、単年度主義に反する支出はなされておらず、報告書の表記が誤記のままであったとのことであった。

(エ) 小括【指摘】

適宜、誤記部分について修正されたい。

(2) 資料購入費（新聞購読料）

年度	令和元年度		
会派名	公明党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
西日本新聞	40,493	1 2 か月分	
全国農業新聞	7,700	月額 7 0 0 円 × 1 1 か月分	
合計	48,193		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	各新聞については、領収書ないし受領証が添付されている。		
内容面	■各新聞については、西日本の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

〔補足〕

令和元年度報告書公明党の新聞購読料と同じであり、全額適法と考える。

(3) 事務費（プリンターリース料及び事務用品購入費等）【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	公明党	
使途	事務費	
支出対象	プリンターリース料及び事務用品購入費等	
細目	金額	注意事項
プリンターリース料	208,560	シャープファイナンス株式会社
プリンターリース料	18,216	日立キャピタルNBL株式会社
ノートパソコンリース料	112,752	
コピーカウ ント料、ト ナー代	24,106	
コピーカウ ント料	4,257	
トナー代	38,159	
コピーカウ ント料、コ ピー用紙代	20,729	
コピーカウ ント料、ト ナー代	56,402	
コピーカウ ント料	2,167	
コピーカウ ント料、ト ナー代	112,264	
インクリボ ン購入代金	2,732	

クリアホルダー購入代金	660	
インク、用紙購入代金	1,209	
事務用品購入代金	1,408	
事務用品購入代金	1,210	
事務用品購入代金	1,122	
インク購入代金	7,160	
事務用品購入代金	726	
事務用品購入代金	1,986	
事務用品購入代金	2,748	
事務用品購入代金	5,088	
事務用品購入代金	4,359	
USB、モバイルバッテリー購入代金	4,804	
事務用品購入代金	4,007	
モバイルバッテリー購入代金	5,892	
事務用品購入代金	1,182	

事務用品購入代金	1,068	
事務用品購入代金	325	
事務用品購入代金	1,210	
事務用品購入代金	312	
インク購入代金	22,660	
飛沫感染対策パネル購入代金	23,934	
飛沫感染対策パネル購入代金	48,036	
合計	741,450	
支出理由		
プリンター等のリース料及び事務用品購入費用。		
提出されている報告書の内容	丁数	<input checked="" type="checkbox"/> 報告書不存在または不明
評価		
手続面	<p>1 プリンター及びノートパソコンのリース料については、リース契約の内容に関する資料が添付されている。</p> <p>プリンターのリース料については、リース契約の内容に関する資料及び該当部分の通帳の写しが添付されている。</p> <p>2 事務用品については、請求書や領収書が添付されている。</p>	

内容面	<p>■プリンターリース料、プリンターカウント料及びノートパソコン料については、全額が計上されているが、会派控室の事務経費であることから按分導入を検討していただきたい。</p> <p>■事務用品購入費用についても按分を導入していただきたい。ただし、飛沫感染対象パネルは事務経費として合理的関連性を認め難い。</p>
-----	---

〔補足〕【指摘、評価】

①指摘：飛沫感染パネル購入代金合計7万1970円については、新型コロナウイルス対策という事情はあるものの、その存在が政務活動に不可欠とはいえない。他会派でも同様に指摘しているが、事務に直接必要ではない用品購入につき原則として政務活動費からの支出が認められないことを再度確認していただきたい。その余の支出については、会派控室での事務作業経費であることから、今後、按分を適用することを検討していただきたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。

②評価：プリンター、ノートパソコンにつきリース契約を採用している点は、会派の財産形成を回避していること等評価できる。

3 日本共産党

(1) 広報費（タブレット端末通信費負担金）

年度	令和2年度		
会派名	日本共産党		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	9,972	令和2年4月～同年7月分	
同上	11,866	令和2年8月～令和3年2月分	
合計	21,838		
支出理由			
令和2年4月～令和3年2月分のタブレット端末通信費負担金として支出したものの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広告費という名目は疑問があるが、実質適法と考える。		

〔補足〕

佐世保市が議員に貸与するタブレットの通信代であり、他の会派同様適法と考える。

(2) 資料購入費について (新聞購読料)

年度	令和2年度		
会派名	日本共産党		
使途	資料購入費		
支出対象	新聞購読料		
細目	金額	注意事項	
長崎新聞	37,032	小田徳頭 月額3086円×12か月分	
全国農業新聞	8,400	小田徳頭 月額700円×12か月分	
商工新聞	6,000	小田徳頭 12か月分	
社会新報	8,640	小田徳頭 月額720円×12か月分	
月刊社会民主	8,040	小田徳頭 月額670円×12か月分	
合計	68,112		
支出理由			
政務活動に資するとされる新聞購読料。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	いずれも支払証明資料が出されている。		
内容面	各新聞については、長崎県内の情報や農業に関する情報取得と推測され、娯楽性はなく、全額適法と思われる。		

[補足]

令和元年度報告書日本共産党「新聞購読料」と同様であり、全て適法と解する。

(3) 事務費について (プリンター及びパソコンリース料) 【指摘、評価あり】

年度	令和2年度	
会派名	日本共産党	
使途	事務費	
支出対象	プリンター及びパソコンリース料	
細目	金額	注意事項
プリンター リース料	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	2,630	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
同上	1,100	
パソコン リース料	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
同上	19,656	
合計	250,602	

支出理由			
プリンターリース料及びパソコンリース料の支出。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	領収書等は添付されておらず、上記支出が記帳されている通帳の該当頁が提出されている。		
内容面	プリンターリース料及びパソコンリース料については、全額が計上されているが、按分適用を検討していただきたい。		

〔補足〕

(ア) 概要

プリンターリース料として1万4730円、パソコンリース料として23万5872円、合計25万0602円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

領収書等は添付されておらず、上記支出が記帳されている通帳の該当頁が提出されている。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対して照会を行ったが、契約書等の資料は開示されていない。

(ウ) 内容面での評価

支出報告書においては、事務費が24万9502円と記載されており、支出額に1100円の齟齬が生じている。また、プリンターリース料及びパソコンリース料については、全額が計上されているが、会派控室での事務処理経費として関連性が一部否定されると思われる。

(エ) 小括【指摘、評価】

①指摘：本件支出につき会派控室の事務経費に関する判例を考慮し、今後、按分適用を検討されたい。包括外部監査人としては、按分率2分の1を提案する。

②評価：プリンター、パソコンのリース契約採用は会派財産形成防止等の観点から適切である。

4 歩みの会

(1) 広報費

ア ガソリン代【指摘あり】

年度	令和2年度		
会派名	歩みの会		
使途	広報費		
支出対象	ガソリン代		
細目	金額	注意事項	
宮田京子	114,851	1 2 か月分	
合計	114,851		
支出理由			
佐世保市運用指針では、広報費として、ガソリン代については2分の1の額を月毎上限1万円まで政務活動費からの支出を認めている。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	支払証明書が提出されており、これに当該年度の月毎ガソリン代が記載されている。これに領収証が添付されている。		
内容面	佐世保市の「政務活動費運用指針」においては、広報費における交通費としては、「タクシー代、自家用車を利用して政務活動を行った場合のガソリン代等をいう。」(7頁)とされている。 もっとも、資料上は、政務活動の有無については明らかではない。広報活動を行ったという裏付等がない等の問題を考慮し、自民党市民会議での指摘と同じく改廃等検討していただきたい。		

〔補足〕【指摘】

所属議員1名のガソリン代として、合計11万4851円が支払われている。

手続面、内容面の評価は、自民党市民会議令和元年度及び令和2年度の報告と同様である。ガソリン代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、ガソリン代請求にあたり、対象月に行った自動車移動を伴う広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

イ 電話代【指摘、評価あり】

年度	令和2年度		
会派名	歩みの会		
使途	広報費		
支出対象	電話代		
細目	金額	注意事項	
固定電話 (佐世保市)	73	固定電話の電話代であり、利用料金の全額が計上されている。	
宮田京子	46,142	12か月分	
合計	46,215		
支出理由			
会派室の電話代及び議員の携帯電話利用料である。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	<p>1 固定電話代（佐世保市）については、佐世保市長作成に係る領収書が添付されている。</p> <p>2 携帯電話利用料について、支払証明書及び計算書（月額使用料から端末等分割支払金及びパケット等除外分が控除された金額が記載されているもの）が提出されている。これに毎月の領収証及び料金内訳書等が添付されている。</p> <p>7月分の明細並びに6月分、10月分、11月分、3月分の領収証が見当である。</p> <p>携帯電話利用料について、4月～10月分及び12月～2月分については、端末等代金分割支払金並びにパケット等除外分としてauスマートパスプレミアム及び紙請求書発行手数料を除外している。</p> <p>11月及び3月分については、端末等代金分割支払金を除外している。</p>		

内容面	<p>会派控室固定電話代、ファクシミリ代について、「広報費」以外の項目も追記するべきと思われる。その上で、会派控室内での経費であることから按分適用を検討していただきたい。</p> <p>携帯電話料金については、広報活動を行ったとの裏付等が存在であり、他会派で述べているように抜本的な改廃等検討されたい。</p>
-----	---

〔補足〕

(ア) 概要

固定電話1台の電話代及び所属議員の携帯電話使用料として、合計4万6215円が支払われている。

(イ) 手続面での評価

支払証明書についてはいずれも作成の上で提出されている。また、支払証明書記載の金額の支払いを裏付ける資料は提出されている。もっとも、7月分の明細並びに6月分、10月分、11月分、3月分の領収証が見当である。携帯電話利用料について、4月～10月分及び12月～2月分については、端末等代金分割支払金並びにパケット等除外分としてauスマートパスプレミアム及び紙請求書発行手数料を除外している。11月及び3月分については、端末等代金分割支払金を除外している。

(ウ) 内容面での評価

他会派同様、会派控室での固定電話、議員の携帯電話ともその使用につき、広報活動を行ったという裏付は存在しない。固定電話については、広報費以外の項目追加を検討するべきである。その上で、会派控室事務経費として按分を要する。

携帯電話代については、根本的な改廃を検討するべきである。

(エ) 小括

① 固定電話代【指摘】

会派控室の固定電話代については、「広報費」のみならず「調査研究費」、「要請陳情等活動費」及び「事務費」と併せる等検討されたい。

その上で、会派控室内での事務作業や維持経費につき、本監査で説明している多数の判例において、按分が妥当とされていること、及び、その按分率として会派控室の事例で2分の1を多く用いられていることを参考として、按分ルール適用を検討されたい。

② 携帯電話料金【指摘】

携帯電話代の包括的支出については、今後、その改廃自体検討していただきたい。仮に、包括的支出の必要性があるとして維持する場合、携帯電話代請求にあたり、対象月に行った携帯電話を用いた広報活動（広報費のみならず、広聴費、要請陳情等活動費、事務費としても容認する場合、広聴活動、要請陳情活動、事務作業を含む。）について、報告書またはこれに準じる資料を提出するべきである。

③ 携帯電話料金からの控除の努力【評価】

携帯電話代請求にあたり、サブスクリプションサービス料や紙媒体請求料を適宜控除する等しており、現行運用指針下にて極力政務活動と関連性がないまたは乏しい部分を請求しないように努めている。

ウ タブレット端末通信費負担金

年度	令和2年度		
会派名	歩みの会		
使途	広報費		
支出対象	タブレット端末通信費負担金		
細目	金額	注意事項	
タブレット 端末通信費 負担金	9,972	令和2年4月～同年7月分	
同上	11,866	令和2年8月～令和3年2月分	
合計	21,838		
支出理由			
令和2年4月～令和3年2月分のタブレット端末通信費負担金として支出したものの。 佐世保市が議員に貸与しているタブレットの通信費の2分の1を支払っているもの。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	佐世保市長作成にかかる納入通知書兼領収書が添付されている。		
内容面	広報費の名目には疑問が残るが、全額適法と考える。		

〔補足〕

佐世保市貸与のタブレットの通信費であり、他の会派と同様全額適法と考える。

(2) 事務費（事務用品購入費）【指摘あり】

年度	令和2年度	
会派名	歩みの会	
使途	事務費	
支出対象	事務用品購入費	
細目	金額	注意事項
事務用品購入費（令和2年7月分）	43,017	会派作成の収支一覧表及び払込受領証が添付されている。
事務用品購入費（令和2年9月分）	6,394	同上
事務用品購入費（令和2年10月分）	8,767	同上
事務用品購入費（令和2年11月分）	7,380	同上
事務用品購入費（令和2年12月分）	32,463	会派作成の収支一覧表及び払込受領証が添付されている。 パソコン購入代金については、領収証及び振込票が添付されており、支払金額の2分の1のみが計上されている。
事務用品購入費（令和3年1月分）	932	会派作成の収支一覧表及び領収証が付されている。

事務用品購入費（令和3年2月分）	60,495	会派作成の収支一覧表及び払込受領証が添付されている。	
事務用品購入費（令和3年4月分）	9,457	会派作成の収支一覧表及び引落しがなされている口座の該当箇所の写しが添付されている。	
合計	168,905		
支出理由			
事務用品の購入費用の支出。			
提出されている報告書の内容	丁数		■ 報告書不存在または不明
評価			
手続面	それぞれの領収書及び購入品目等記載の一覧表が添付されている。 もともと、領収書にはモバイルパソコンを除いて商品名等の記載がないため、購入商品が客観的な資料により裏付けられているものではない。		
内容面	モバイルパソコンについては、支払金額の2分の1のみが計上されているところ、その理由やモバイルパソコン自体の具体的な用途が不明である。		

〔補足〕

(ア) 概要

事務用品購入費として、合計16万8905円が支出されている。

(イ) 手続面での評価

それぞれの領収書及び購入品目等記載の一覧表が添付されている。

もともと、領収書にはモバイルパソコンを除いて商品名等の記載がないため、購入商品が客観的な資料により裏付けられているものではない。

(ウ) 内容面での評価

事務用品購入費全体としては、会派控室等経費の判例傾向を考慮し、按分すべきであると考え。モバイルパソコンについては、支払金額の2分の1のみが計上されているところ、その理由やモバイルパソコン自体の具体的な用途が不明である。この点について、包括外部監査人から議会運営課に対し、購入したパソコンの用途や使用場所等について照会したところ、「自宅及び会派室にて使用されています。」、「計上されている費用については、私用と政務活動の判別が難しいことから2分の1を政務活動費として計上されています。」との回答がなされた。しかし、判例上、按分比率について、会派室において利用する事務機器の場合には2分の1、自宅(兼事務所)での使用または私用が予測される場合3分の1の割合が用いられる傾向がある。あらかじめの按分は適切であるが、比率については再考を要すると思われる。

(エ) 小括【指摘】

本件支出中、①モバイルパソコンについては、2分の1の按分を行っているが、「私的利用、政務活動、政務活動以外の議員としての活動」の場面が考えられる場合、政務活動費からの支出を3分の1までとする按分について、判例を参考に、今後導入を検討していただきたい。②その余の支出は、按分適用を検討されたい。包括外部監査人として、比率は2分の1を提案する。

第1 1 章 佐世保市の政務活動費に関する全体的な評価・意見

第1 各会派の政務活動費に関する傾向と評価・意見

1 自民党市民会議

自民党市民会議は、佐世保市議会の最大会派である。判例上、「最大会派」であることが、判断の要素として用いられていることがある（裁判例24）。その傾向としては、最大会派であるため、配分される政務活動費が他の会派よりも高額となるため、その費消にあたり高額支出が可能であることが意識され、無駄遣いに陥る可能性に留意しているといえる。

自民党市民会議は、最大会派であることから、議案の策定や市長が作成する予算や条例の審議、議決にあたり、重責を負っているといえ、政務活動を積極的に行うことが期待されているといえる。かかる事情によるものと思われるが、調査研究、研修が他の会派よりも多く行われ、また、事務費支出も少なくない。先述した令和元年及び令和2年の報告書の監査結果から、自民党市民会議は多数の調査研究のための視察出張や研修活動を行ったことについて、作成された報告書の内容につき差が大きいといえる。判例上、政務活動費支出が正当であることの報告として、その成果物までの提出までは求められていない、それゆえ、報告書につき、①その政務活動を行った者が、実際に認識した事実、吸収した見識を記載し、②その会派がいかなる佐世保市の行政課題を問題とし、当該政務活動の成果を活用するのかを短くとも記載するように努めるようにしていただきたい。なお、駐車場代や高速道路料金等少額支出になるとレシートしか提出されていないという傾向があった。金額が僅少であるがゆえ、報告書作成の事務作業を行いたくないという意思につながることは理解できるが、公金支出にあたっての透明性確保の要請は、支出額の多寡により緩和されるものでは

ない。むしろ、報告書またはその代替資料の不存在により、ことごとく違法とされることのリスクを今一度再認識していただきたい。

なお、判例上、政務活動費支出につき厳しい非難を受ける例として、その支出が、①議員やその親族、もしくは、所属政党の利益になる場合、②私物購入やプライベートサービスを受けるものであった場合がある。本件の自民党市民会議の政務活動費支出につき、かかる厳しい非難を受けるべき事例、または、故意による違法な支出と疑われるような事例は見当たらなかった。これは、会派、市議会議長と議会運営課の注意によるものと思われ、これについては評価されるべきである。

2 その他の会派（会派の組織変更があったため令和2年度の会派を対象とする。）

（1）自民党市民会議以外の会派についても、政務活動費の私物化や故意による違法な支出等は本監査では見当たらなかった。これについては、評価されるべきである。

（2）市民クラブは、自民党市民会議に次ぎ、積極的な政務活動を行っているとは評価できる。報告書につき、全体的に視察等結果と佐世保市の行政課題との関連性があまり意識されていないように感じられた。今後の是正を求めたい。

（3）公明党も、視察出張を積極的に行っている会派といえる。やはり、報告書につき市民クラブと同様の充実化に努めていただきたい。なお、本件監査では、漠然としたE T C利用の問題があったが、これについては、実際にいかなる広報活動を行ったのかという視点から再検討を求める。

（4）日本共産党は、本件監査で特に佐世保市に検討を求める「広報費」名目での包括的な支出容認の慣例について、唯一議員個人の携帯電話

代、ガソリン代を請求していない。これについては大きく評価できる。新聞購読にあたって、機関紙を政務活動費にて購読しない等、違法指摘を受けないように注意しているといえる。ただし、書籍の購入については、判例上も判断が確実とはいえず、政党活動や教養面が含まれているとして、全部または一部違法判断を受けることがあるので留意していただきたい。

- (5) 歩みの会は、調査研究、広報費、事務費等、広く政務活動費を活用している。携帯電話代につき、サブスクリプションサービス料や紙媒体請求書発行代を外す等、細やかな配慮をしていることがあるが、他方で、請求書に添付されている資料につき不足を感じるがあった。留意していただきたい。

第2 全体的な意見

1 広報費名目による包括的な支出容認慣行問題【意見】

- (1) 佐世保市の政務活動費支出は広報費の占める割合が大きい。これは、広報費として、①包括的なガソリン代、②会派控室の固定電話代、ファクシミリ代、インターネット利用料、③会派所属議員の包括的な携帯電話料金支出を認める運用がなされているからである。
- (2) これらについては、いずれも「いかなる広報活動を行ったのか。」という裏付が全く存在しない。そもそもであるが、上記①ないし③で支出された政務活動費に対応する市政の報告活動になされたと看做すことは困難であると思われる。
- (3) 上記の内、②会派控室の固定電話代、ファクシミリ代、インターネット利用料については、実際の運用としては、会派所属議員が、会派控室で行う事務作業に関連して固定電話、ファクシミリ、インターネットを

利用すると考えられ、これが、会派控室内での、政務活動とそれ以外の政党活動・選挙活動・後援会活動に分けられるものと推測できる。それゆえ、広報費よりも事務費の項目にて、按分2分の1を適用するという対処が考えられる。

- (4) 上記の内、①ガソリン代、③会派所属議員の携帯電話代は、現行の運用の正当化は容易ではないと思われる。議員により請求されたガソリン代や携帯電話代につき、広報活動は無論、その余の何らかの政務活動が行われたという正当理由が存在しない。したがって、実際には、政務活動以外の活動、特に、私的行為のため費消された部分が紛れ込んでいるという疑いを常に抱えることになる。

もともと、包括外部監査人にて、長崎市の政務活動費制度にて、ガソリン代、携帯電話代支出について照会したところ、同市もガソリン代及び携帯電話代について個別の裏付資料は求めておらず、ガソリン代につき県内の給油のみであり実際の給油代の2分の1上限2万円の制限、携帯電話については実際の通信料の2分の1上限なしという運用とのことであった。また、同じく福岡市に照会したところ、同市の政務活動費制度について、ガソリン代、携帯電話代支出は容認しているが、いずれも広報費ではなく、ガソリン代は、広聴・住民相談費または研究研修費名目とし、請求にあたり運行記録を提出することを求めているとのことである。また、携帯電話代は、諸事務費に該当するとの扱いとしている。

判例上も、ガソリン代や携帯電話代について、一定の範囲で個別の裏付けを要しない包括的な支出を認めている例がある。ただし、これらは、「広報費」ではなく「事務費」、「要請陳情活動費」等、より現実的な項目を用いているように見受けられる。

- (5) 以上より、ガソリン代や携帯電話代については、一定の制約を設けつつ包括的な政務活動費からの支出を認めている例もある。これにつき、

当該地方自治体の特別の事情に基づく裁量の範囲内とされる可能性もあることから、本監査では、運用指針については改廃につき意見に止め、実際の各会派の上記①ないし③の支出については、「広報活動の裏付けに欠ける」という理由により違法と判断したものである。

(6) 仮に、佐世保市にて、ガソリン代、議員の携帯電話代についての現在の運用を維持するのであれば、以下の点につき改正等検討するべきである。

ア 佐世保市の運用指針の場合、「広報費」としているため、まず形式的に「広報活動」の範囲に制約されるという問題がある。そこで、会派控室の通信や議員の携帯電話、ガソリン代につき、実際に政務活動として利用される例を検証し、「事務費」、「要請陳情活動費」等を加えることを検討する。

イ 議員の自動車及び携帯電話について、政務活動として利用した事実について、記録を作成し、政務活動費請求にあたり提出させる。

2 報告書の改善【意見】

(1) 各会派の個別支出の監査にて指摘しているが、報告書不存在または内容不十分という事情が顕著であった。

判例上、政務活動費の支出にあたり、視察や広聴広報、陳情活動等において公費が市政調査やその関連事項のため用いられたことの証明のため、報告書の提出を求めている。そして、判例上、視察や研究活動等の結果、その成果物についてまで政務活動費からの支出に際して提出を要しないとされているが、他方で、報告書の不存在や内容不十分の場合、全部または一部の違法の結論が多く導かれている。

報告書の内容としては、その政務活動の内容が分かり、かつ、佐世保市の行政課題との関連性を記載することが必要である。前者においては、

インターネットで拾うことができる内容では不足であり、議員が自ら把握した事実や知識、これに対する所感や分析を示すことが望ましいといえる。そして、佐世保市の行政課題との関連性は、本監査で意識されていた例は非常に少なく失念しやすい事項といえる。以後、報告書作成にあたり留意していただきたい。

(2) それから、駐車場代や高速道路料金のように1000円未満の支出については、その移動を手段とした政務活動についての報告書が全く無いという例が多かった。これらはいずれも端的に違法とされてもやむを得ないと思われる。政務活動費制度における透明性確保の必要については、金額の多寡に関わらず及ぶことに注意していただきたい。

(3) 報告書の活用となるが、例えば、事務機器の購入、書籍等資料の購入につき、これらの購入が政務活動のためなぜ必要であるのかを簡略でもよいから記録化しておくことが有効と思われる。書籍においては、読了前であれば、いかなる佐世保市の行政課題のためにその書籍を選択したのか、読了後であれば、その書籍の内容が佐世保市の行政課題にあたり活用できるかを短評でもよいから記載しておくことにより、違法判断を回避できる余地があると思われる。これは、上記1(6)の自動車や携帯電話の政務活動費利用についての裏付資料作成と同趣旨である。

3 平成22年度の佐世保市包括外部監査における提言との関係【意見】

(1) 平成22年度の佐世保市包括外部監査（以下、「平成22年度監査」という。）においては、支出の相当性や運用指針に関して、提言がなされていた。本監査における調査対象は令和元年度及び令和2年度であることから、平成22年度監査における提言を踏まえた運用がなされるべきであるといえる。そこで、以下では、平成22年度監査における提言を抜粋した上で、令和元年度ないし令和2年度の運用について検討する。

なお、後述のとおり、旅費に関しては平成30年度の政務活動費について述べているが、これは、主に新型コロナウイルスの感染拡大により令和元年度及び令和2年度における海外への視察が存在しなかった一方で、同ウイルスの感染拡大が沈静化した後に再び海外への視察が行われる可能性があり、旅費についての意見を述べる必要性があると考えたことによる。

(2) 旅費について

ア 平成22年度監査においては、平成20年度の自民党市民会議及び市政クラブ支出に係るオーストラリアのコフスハーバー市への旅費について、「長期日程の視察等に関しては、内容によって公的な視察と私的な観光との線引きを行い、私的な観光等に係る部分については、自費で負担する仕組みを作るべきと考える。」(18頁)とされている。

これは、平成20年8月4日から10日の視察のうち、一部の議員が、同月5日、8日及び9日に観光を行っていたことによる。他方で、平成30年度においては、同年8月2日から同月5日にかけて、緑政クラブ及び市政クラブが中華人民共和国マカオ特別行政区において視察を行っている。しかし、同月4日にはセントポール寺院等の世界遺産の視察を行っていたものであり、この点については私的な観光に該当すると考えられる。そうすると、上記提言にもかかわらず、長期日程の視察における公的な視察と私的な観光との線引きが不十分であったといえる。

イ 平成22年度監査においては、旅費に関する意見として、「現状においては、詳細な行程表の添付義務がないため、視察スケジュールが適切に履行されているか検証が不十分となる可能性がある。今後は詳細な行程表を作成するとともに、報告書においても対応者及び視察に要した時間等を詳細に記載することが望ましいと言える。」(38頁)と

されている。そして、平成30年度においては、同年8月19日から同月25日に行われた市政クラブによるオーストラリアのコフスハーバー市への視察が最長のものとなる。しかしながら、上記提言にもかかわらず、同視察においても詳細な行程表は添付されていない。

(2) 携帯電話使用料について

ア 平成22年度監査においては、「支出額が7000円以下の場合は、全額が精算されてしまい、7000円超1万4000円未満の場合でも50%以上の割合で精算されることになる。」(27頁、28頁)とした上で、「『精算額は、支出額の50%とし、7000円を限度とする』と変更すべき」(28頁)とされている。

この点について、佐世保市の「政務活動費運用指針」(平成29年3月作成)においては、「携帯電話使用料の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、7000円を限度と」(13頁)するとされており、提言を踏まえた改定がなされているといえる。

イ 平成22年度監査においては、運用指針の整備の経緯として、「携帯電話使用料は議員一人当たりの平均使用量は約1万4000円であったことから、その半額の7000円を精算額の上限としている」(26頁)とした上で、「平成21年度の平均支出額は一人当たり、……1万0730円となっており、当初平均支出額を1万4000円と想定した当時の状況と変わってきている。基礎的前提の見直しも必要ではないかと思われる。」(28頁)とされている。しかし、この点については、改定はなされていない。

ウ これについては、そもそも平成22年度監査では、政務活動費につき制度趣旨、法令解釈及び判例分析が不十分であったという事情があったと思われる。本監査にて、その改廃の必要性を述べているが、これは、平成22年度監査における「基礎的前提の見直し」に該当する

と思われる。

(3) 燃料費について

平成22年度監査においては、「支出額が1万円以下の場合は、全額が精算されてしまい、1万円超2万円未満の場合でも50%以上の割合で精算されることになる。」(31頁)といった問題点を挙げ、「精算方法としては、『精算額は、支出額の50%とし、1万円を限度とする』というように変更すべきと思慮される。早急に改善すべきである。」(31頁)とされている。この点について、佐世保市の「政務活動費運用指針」(平成29年3月作成)においては、「ガソリン代の支出は、一人当たり毎月の使用料の1/2とし、1万円を限度と」(13頁)するとされており、提言を踏まえた改定がなされているといえる。

ただし、燃料費、すなわちガソリン代についても、平成22年度監査では、政務活動費の制度趣旨、法令解釈及び判例分析が不十分であった。携帯電話料金と同様に、包括的支出を容認する現行の運用について改廃を検討していただきたい。

(5) 新聞購読料について

平成22年度監査においては、「緑政クラブにおいて、平成19年は新聞赤旗及び日本農業新聞を、平成20年については新聞赤旗を複数購読」(35頁)していたとした上で、「新聞を会派で購読するものである以上、同じ新聞を会派内で複数購読する必要は無いものと言えるので今後注意をすべきである。」(35頁)としている。しかしながら、令和元年度時点で、自民党市民会議及び緑政クラブにおいて、同一新聞の複数購読の事実が存在した。上記の提言にもかかわらず改善が不足していたといえる。なお、この複数購読は、「議員1名に1部の資料としての解釈」という理由が付されていたが、令和2年度に改められたということである。

4 後払い方式について【意見】

(1) 前論

政務活動費の交付の方式としては、大きく、先払い方式と後払い方式に区別される。

先払い方式とは、条例等で定めた政務活動費の金額を定額で交付した上で、それを各政務活動に充当し、事後的に収支報告書等により政務活動費の範囲内の支出か否かを判断するというものである。他方で、後払い方式とは、各政務活動を議員側で費用を立て替えて行い、事後的に当該政務活動の経費に相当する金額を交付するものである。

佐世保市は先払い方式に当たり、後述する長崎県雲仙市については後払い方式に当たる。

(2) 手続の差異

ア 比較する政務活動費制度条例

以下、佐世保市議会政務活動費の交付に関する条例を「佐世保市条例」といい、佐世保市議会政務活動費の交付に関する規程を「佐世保市規程」という。また、雲仙市議会政務活動費の交付に関する条例を「雲仙市条例」といい、雲仙市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則を「雲仙市施行規則」という。

イ 佐世保市における政務活動費の交付に至る手続

まず、佐世保市規程においては、「政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、……市長に対し、……政務活動費交付申請書を提出」(第2条1項)するとされる。その後、「市長は、……交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、……通知」(第3条1項)を行い、「会派の代表者は、……市長に対し……、政務活動費交付請求書を提出する」(第4条)とされる。

ウ 雲仙市における政務活動費の交付に至る手続

まず、雲仙市条例第4条により、「政務活動費の交付を受けようとする議員」から「市長」に対する「申請」を行い、第5条により、「市長」による「政務活動費の交付の決定」がなされる。

その後、雲仙市条例第6条により、「議員は、当該決定（第5条に規定する決定）に係る政務活動を完了したときは、……当該政務活動に要した経費の実績を、……市長に報告」を行い、第7条により、上記報告を受けた「市長は、……政務活動費の額を確定し」た上で、「議員に対し、……政務活動費の交付の確定について通知」を行う。

そして、雲仙市条例第8条により、議員が「請求書」を提出した後に政務活動費が交付される。

以上の手続のうち、雲仙市条例第6条に規定する実績報告を経ることで、いわゆる後払い方式となる。各手続における書式は雲仙市施行規則に規定されており、実績報告については、第4条に規定されている。実績報告について、具体的には、「政務活動費実績報告書（様式第3号）に、政務活動に要した経費の支出に係る領収書の写し等の証拠書類を添付」するとされている。これにより、市長としては、実績報告書記載の経費が、政務活動費を充てることができる経費の範囲（雲仙市条例第10条、別表）に該当するものか否かを判断することが可能となる。

（3）後払い方式に関する意見

ア 後払い方式を採用すべき理由

（ア）後払い方式を採用した場合、一般に、政務活動費自体の金額が先払い方式と比較すれば低額になることが期待できるといえる。これは、先払い方式による場合、既に交付されている政務活動費を使い切ってしまうという考えが生まれる可能性があることが背景にあるといえる。

また、本監査においても不適切な支出が複数指摘されているように、先払い方式による場合、本来政務活動費として支出するべきではない支払いに対するチェックがおろそかになることが懸念される。後払い方式を採用することによる政務活動費の削減については、京都府京丹後市議会の実例が存在する（中島孝司（2019）、政務活動費適正運用の手引 株式会社国政情報センター）。すなわち、同市議会においては、平成27年度に後払い方式を採用したところ、「議長と議会事務局の審査で、政務活動と関係があるとはいえないチラシ代、交通費で最安ルートとの差額分などが『政務活動費として不適切』として却下された実例があり、平成27年度に実際に支給された額は条例上の上限の（1人あたり18万円）の6割程度に抑えられ」（30頁）たとのことである。

（イ）先払い方式においては、①政務活動費の交付、②収支報告書等による支出の審査を経て、相当でない場合には③政務活動費の返還請求という3つの段階が想定されている。例えば、佐世保市条例においても、政務活動費の返還について、「交付を受けた政務活動費の総額から、……第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還させるものとする。」（第8条）とされている。これに対して、後払い方式においては、実績報告書等による支出の審査を行い、その後に政務活動費の交付を行うという2つの段階で足りることとなる。そのため、事務処理面での経費や手間の削減が期待できるといえる。

イ 以上の理由から、佐世保市においても、後払い方式を採用するべきと考える。

第12章 第2部及び第3部を通じたの評価等

第1 補助金等及び政務活動費の検証について

- 1 包括外部監査人が今回調査した補助金等及び政務活動費は、いずれも税金を原資としている。住民の不況感の長期化や将来における担税力の低下可能性、さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症のような突然の危機を考慮すると、補助金等及び政務活動費に対する市民の目線はより厳しいものとなる可能性がある。これに関して、昨今のICT技術の飛躍的進化により、それ以前の事業運営に必要な経費の削減について意欲的に取り組むことも可能となっている。これは、補助金等の分野では、多数の補助金等の交付や管理等の事務、報告受付や成果把握等の統計、補助金等支出事業自体の合理化等活用が見込めるところであり、政務活動費においては、調査研究及び研修における出張削減と簡易・迅速な情報収集、広聴広報や会議、資料作成につきインターネットやデータ作成アプリケーション活用による省力化、事務機器や事務消耗品のコスト削減、資料購入費削減等、全域にわたっての活用を期待できる。これについては、特に、政務活動費部門につき、特に意識していただきたい。
- 2 それから、今回の補助金等及び政務活動費全般に言えることであるが、意図的な公金の私物化や第三者への利益供与を明確に企図しているものであると評価できるような事例は見当たらなかった。他方で、政務活動費につき、広報費として政務活動の裏付けが不明な状態での公金支出と考えられる部分もあった。補助金等制度と比較して、政務活動費の場合、その制度上の仕組みから、市政のため積極的に活用し、報告を正直に行った者ほど違法認定を受けるリスクが高まるとも評されており、後付けで違法ないし不適切との住民からの主張、裁判所の判断を受ける可能性が高いといえる。政務活動費について、佐世保市として、①規則や運用指針の改訂に

より会派による政務活動費支出につき積極的に進める方針とするのか、②
上述のような後払い方式を採用して、政務活動費節減と適正強化を目指す
のかのいずれかの改革方針を定めることが肝要と思われる。

第2 意見及び評価等

補助金等制度及び政務活動費につき、広く条例、内規、判例を調査し、
過去の事例、事務処理の現状について確認した結果

1 補助金等制度につき、38件の意見

2 政務活動費につき、16件の評価、29件の意見、67件の指摘

を呈示した。補助金等については、明らかに法令に抵触しているとの判断
に至るものはなかった。他方で、政務活動費については、判例に照らして、
改善を行うべきと判断する部分が相当数存在した。

本件の監査を通じて、佐世保市役所各部署及び市議会各会派にて、公金
について適切な支出の努力を垣間見えたところであるが、さらなる適正化
のため、本報告書の結果を役立てていただければ幸甚である。

【政務活動費スケール／調査研究費】		
趣旨		
<p>会派が行う市の事務、地方行政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費</p> <p>※調査委託には、外部研究機関等への委託と会派所属議員に対する委託両方を含む。</p> <p>※会派が雇用する職員が行う調査研究活動も会派の政務活動補助者の活動として経費に含む。</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
委託費	<input type="checkbox"/>	(判) 調査対象が多岐にわたると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 調査委託料支払いが定期、定額となると否定されやすい。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(判) タクシー代を出す場合、別途自家用車用ガソリン代も政務活動費から出ている場合、タクシー利用は例外となり、詳細説明または裏付資料提出が無い限り違法。
	<input type="checkbox"/>	(判) 交通費は実費計算であり、実費を超える部分は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 自家用車用ガソリン代も政務活動費の対象足りえるが1kmあたりの金額はその地方の職員旅費条例を参考とする。これを超過する分は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 短期間での大量のガソリン代請求は否定されやすい。例として、1ℓ10km換算で、50ℓは多すぎる。
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる調査旅費）	<input type="checkbox"/>	(佐) 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、当該団体への理事会等への出席に要する経費は不可。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 本会議・委員会等に出席するために利用する交通費、自家用車等の燃料代は不可。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 交際費的経費（祝賀会、親睦会、あいさつやテープカットだけの出席等）は不可
	<input type="checkbox"/>	(佐) 主としてアルコール飲料を提供する施設、その他の研究を行う会場としてふさわしくない施設等に係るものは不可
	<input type="checkbox"/>	(佐) 会議・研修会への一般参加者への食事代は不可
	<input type="checkbox"/>	(判) 国会議員の国政報告会や準備会への参加は、国政に関する情報取得よりも政党活動または後援活動が主目的との疑いが発生し全額否定されやすい。
<input type="checkbox"/>	(判) 視察先が観光名所・施設見学そのものは否定されやすい。	

交通費・宿泊費 等旅費全体（い わゆる調査旅 費）	<input type="checkbox"/>	（判）国会議員との面談は、目的のための情報収集が重要。国会議員へ向けてのPR中心では陳情となり否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）1日あたりの視察時間が少なすぎると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察先地域と視察者所属地の経済規模の差異があり過ぎると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）事前調査・調整をしていないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）事後報告をしていないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査報告書の内容が、ガイドブックやインターネットでも記載可能な内容、または、一般観光客や旅行者でも可能な内容にとどまると全額否定されやすい。⇒実質観光旅行認定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）ただ視察先を訪れるだけで職員等の説明・案内がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）視察にあたり一般私人の同伴者がいる場合、その者との関係により調査研究活動目的を否定されることがある。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査旅行のキャンセル者が出た場合、そのキャンセル料は、参加取り止め理由が政務活動費の趣旨に適合しないと否定される。
<input type="checkbox"/>	（判）視察旅行を途中で切り上げた者がいる場合、減額を施すべき。	

その他	<input type="checkbox"/>	支出を証明する領収書を保存していないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 日当は、相当な金額であることが必要。使途基準に定めがあるもののこれを超過する部分、使途基準で日当を認めていない部分は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 調査目的・調査対象自体抽象的過ぎると調査活動研究以外の目的ではないかと疑わせる事情が発生し、否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 個人加入団体の会費の支出は否定されやすい。
留意すべき判例		
<p>1 山梨県議会旅費等返還請求事件（最高裁判所第一小法廷平成26年5月19日判決）</p> <p>■調査研究費</p> <p>①アメリカ研修旅費及び通訳料等⇒×：大部分観光名所・施設見学。視察結果はあるものの日本にて容易に資料入手可能。報告書につき実質的に虚偽部分あり。政治家個人の研鑽は対象外。</p> <p>②エジプト研修費⇒×：実質観光中心の私的旅行。</p> <p>③韓国視察⇒×：実質観光中心の私的旅行。</p> <p>④屋久島視察⇒×：議員の調査研究に資する内容であった証拠は見出しがたい。</p>		
<p>3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）</p> <p>■調査旅費</p> <p>①北九州視察日当⇒×：視察旅行時の食事代を「調査旅費」としているが、福岡市政務調査制度は、「調査旅費」は「交通費及び宿泊費」を想定。「研究研修費」として支出は可能であるが、具体的な主張・立証なく全額違法認定。</p> <p>②菓子代⇒×：会派控室来客提供用の茶菓子代を調査旅費としているが、使途基準では、食糧費等は挙げられていない。全額違法認定。</p> <p>③出張における日当⇒×：日当として、出張時一律8万4350円を支出。一律の日当支給は、一般的な経費として相当な金額であることを被告会派が主張・立証するべきであるが、具体的な算定方法を明らかにされていない。全額目的外支出認定。</p>		

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■調査旅費

バス運転手への菓子折代⇒×：調査活動のための長距離移動用バス運転手への菓子折り贈呈が必要とはいえ、また、政務調査費からの支出も社会通念上相当であるとはいえない。

6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）

■調査研究費

①日光東照宮拝観に係る支出⇒×：視察目的である県の砂防事業と関連性がない。

②薬師寺展入場料、タクシー代に係る支出⇒×：県政との関連性を認めることができない。

③東京出張交通費⇒×：裏付資料乏しく県政との関連性を認めることはできない。

④文楽・落語鑑賞代等⇒×：支出の必要性・合理性を欠いている。

⑤土産代、視察先食事代⇒×：支出の必要性・合理性を欠いている。

⑥スケジュールが不明な視察の経費⇒×：具体的な日程が不明であり、県政との関連性を認めることができない。

9 目黒区議会損害賠償請求控訴事件（東京高等裁判所平成24年10月31日判決）

■交通費

①駐車場代、高速道路代⇒×：議員が、「街づくりに関する展覧会見学」を目的に、墨田区内にある江戸東京博物館に自動車で行き、開催中の展覧会を見学した。その際の交通費として高速道路代、駐車場料金合計1600円を政務調査費から支出した。しかし、議員が提出した写真では、同伴女性の写真が複数枚存在し、同伴女性と楽しんでいることが伺える。他方、街づくり勉強会メンバーとの写真は皆無。勉強目的は疑わしくむしろ不謹慎であり、違法。

②交通費⇒×：平成19年中20日間の間に、約50ℓ、7000円前後の給油4回を政務調査費から支出。短期間の多量の給油は調査研究活動のためのガソリン代と認めるには疑問。50ℓ以上の給油は議員の自動車では500km以上走破可能。議員はブログでオートバイ利用を謳っており、政務調査用途基準に反する違法な支出。

1 3 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■研修費

①酒食を伴う会合への参加費⇒△：ホテルでの大学新学長歓迎会の会費を研修費として政務調査費から支出。懇親会が行われた。飲食を伴う会合への政務調査費支出の必要性は慎重に検討されるべきところ、酒食を伴う場合は原則として支出は許されない。これが認められるには、真にやむを得ない事由に限られ、有益というだけでは不足。大部分の会合が違法認定されたが、会合につき政務調査活動と認められ懇親会との切り離しが困難であったケースのみやむを得ないものと認められた。

②講演会出席のための交通費⇒×：大学名誉教授の講演会出席の交通費。昭和史をテーマにした歴史講座であったが、県政との直接的な関連性が希薄であり、一般的知識・教養に準じる内容であり、調査研究の方法としての裁量の範囲を超え、相当性無く違法。

1 5 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）

■研究研修費

パーティ参加費及び参加のための旅費・日当⇒×：会派は、「●●セミナー」（政治資金規正法第8条の2により規定されている政治資金パーティ）のパーティ券購入費用とその旅費、日当等を研究研修費として政務調査費から支出した。政治資金パーティーは、その経費を控除した収益を開催者やその他の者の政治活動等のために支出することとされており、少なくともその部分については、市政に関する調査研究のために必要であるとはいえず、明らかに本件用途基準に該当しない。また、政治資金パーティの政務調査費での参加は、公金での特定の者の政治活動資金充当であり、極めて不適切。全額違法。

1 6 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■研究研修費

長野県松本城観覧料⇒×：会派所属議員3名の松本城観覧料1800円支出。国宝（松本城）が存在する市街地・周辺商店街の状況調査目的であったと反論するが、調査項目を事前に検討する等の準備、調査結果を市政に利用するための報告書を作成したことを認める証拠はなく、全額違法。

19 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）

■視察研修費

①交通費、日当⇒△：会派に所属する議員5名が、財政再建と行政改革の先進地である茨城県つくば市を視察。議会事務局次長、財政課長等と面談。合計40万6850円を調査旅費として支出。また、調査費・日当として別途53万5080円を支出。視察自体は調査研究と関連性が認められ、また、施行細則上、旅費に一定の日当が含まれており、同細則に従った旅費支出も適法。それゆえ、本件は概ね適法であるが、一議員の町内会連合会名義の視察研修費負担金2万5000円のみ、出張命令書や復命書が存在しておらず、内容不明であるから、同額のみ違法。

②英語学習教材購入費⇒×：会派所属議員のスピードラーニング中級コース代金5万9010円を支出。使途基準上、英語学習教材の購入費用は該当せず全額違法。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■研究研修費

講演会開催会場費、講師講演料等⇒×：最大会派である会派が、桑名市民会館で男性タレントを講師に迎え、講演会を開催した。新聞折込チラシを作成するなどして一般市民の参加を募っており、983名が参加（一般市民は無料）。本講演会の経費は合計174万3204円であり、全額政務調査費から支出。なお、会場ロビーで電子投票の模擬体験が実施された。議員9名に対し、1500名の収容が可能な市民会館を会場としていること、案内チラシを主要日刊紙へ折込み広く市民に配布していること、著名タレントが講師であること、開演前に市民の前で会派会長、桑名市長らがあいさつを行っていることから、議員の研修と関係が無い事項があり、議員ら自身の研鑽・研修目的よりも、もっぱら市民を聴衆とすることを意図した市民向け講演会として開催されたものである。全額違法。

【政務活動費スケール／研修費】		
趣旨		
<p>(1) 会派主体研修：会派が行う研修会，後援会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費</p> <p>(2) 他団体開催研修参加：団体等が開催する研修会（視察を含む。），講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費</p> <p>※共同開催のパターン：会派と会派，会派と他団体，会派と個人等</p> <p>※党開催の研修への参加，会派雇用職員の研修参加は，それが政務活動に資するものであることの合理的説明が必要</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
(1) 会派主体研修		
会場費・機材借上費	<input type="checkbox"/>	(佐) 食事代の支出は相手方がある場合に限るものとし，会派内や議員同士の会合，市政報告等では支出しない。
	<input type="checkbox"/>	(判) 飲食が主目的の会合である場合否定されやすい。酒食の場合，調査研究活動等のための会合との切り離しが困難である等の真にやむを得ない場合のみ例外的に認める。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議会開催日の食事代は否定されやすい。
		(判) 会派控室の茶菓等は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 政党活動，後援会活動に伴う研修会であると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員同士の懇親や情報交換が目的の会合であると否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 開催者である会派の所属議員数と比較して，借りた会場の収容可能人数が非常に多いと市民向け講演会の認定を受け否定されやすい。
講師謝金	<input type="checkbox"/>	(佐) 佐世保市民に対する飲食の提供は，公職選挙法上禁止されている寄付行為に該当するため，講師への食事代には注意。
	<input type="checkbox"/>	(判) 講師がタレントである場合，否定される可能性がある。
会費	<input type="checkbox"/>	(判) 政治資金パーティーに該当するパーティーのパーティ券購入費用は全額否定されやすい。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	(判) 学習教材は否定されやすい。
交通費	<input type="checkbox"/>	
宿泊費	<input type="checkbox"/>	

交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修主催旅費）	<input type="checkbox"/>	（判）調査研究活動に関連する支出ではない場合否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）一般私人を同伴していると、その関係により私的旅行と認定され違法となりやすい。同居の家族同伴等は不適切とされやすい。
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修主催旅費）	<input type="checkbox"/>	（判）対象研修会が観光地である場合、否定される可能性がある。
	<input type="checkbox"/>	（判）政治資金パーティーに該当するパーティーへの交通費、日当は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）施設見学につき事前準備がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）施設見学につき事後の市政等に利用するための報告書がないと否定されやすい。
（２）他団体開催研修参加		
研修参加費	<input type="checkbox"/>	（判）自治会・子ども会の参加費用の場合按分５割基準適用例あり。
	<input type="checkbox"/>	（判）スポーツ大会の参加費は全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）勉強会、後援会が、一般的知識・教養に準じる場合、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）政治資金パーティーは不可。極めて不適切の認定。
文書通信費	<input type="checkbox"/>	（判）学習教材は否定されやすい。
交通費	<input type="checkbox"/>	
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる研修参加旅費）	<input type="checkbox"/>	（佐）海外視察の際の支度料につき、過去１年以内に支給されている場合は、それが政務活動費によるか否かを問わず支給不可。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査項目の事前検討等準備がないと否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	（判）調査結果を市政に利用するための報告書が作成されていないと否定されやすい。

留意すべき判例

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■研究研修費

- ①議会開催日の昼食代⇒×：議会開催日の昼食時に特に政務調査活動を行う必要があった旨の主張なし。議会参加のための経費である。
- ②自治会，子ども会等の参加費用⇒△：政務調査活動に役立つ情報があるとしてもあくまで副次的で交際的な意味合いが強い会合への参加である。個々の会合の内容を十分特定できないことから5割を目的外支出と認定。
- ③お茶代，菓子代，研修教材費，勉強会食事代等⇒△：勉強会食事代と研修教材費は目的外支出とはいえない。それ以外の会派控室の茶菓等経費は目的外支出
- ④ソフトボール大会会費⇒×：政務調査活動のために行われるとは認められず，市政に関する情報取得も副次的効果に過ぎない。全額目的外認定。

7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）

■研究研修費

行政書士の専門的知見への対価⇒○：議員が，自らの議員活動の方向性，内容の適否を検証し，検討・研究を行い，結果に遺漏なきを期するため，行政書士（元青梅市福祉部長）に委託し，定期的に専門的知見を求め，必要な資料作成を依頼したことの対価として，1回4万円，合計40万円を研究研修費として政務調査費から支出したことについて，1回4万円の定額も定例研修会（勉強会）が月1回定期であったことからすると不自然ではなく，地方自治法100条15項が報告書の議長提出を求めているも，成果物の添付までは求められておらず，違法ではない。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却，確定。

■研修費

①酒食を伴う会合への参加費⇒△：ホテルでの大学新学長歓迎会の会費を研修費として政務調査費から支出。懇親会が行われた。飲食を伴う会合への政務調査費支出の必要性は慎重に検討されるべきところ，酒食を伴う場合は原則として支出は許されない。これが認められるには，真にやむを得ない事由に限られ，有益というだけでは不足。大部分の会合が違法認定されたが，会合につき政務調査活動と認められ懇親会との切り離しが困難であったケースのみやむを得ないものと認められた。

②講演会出席のための交通費⇒×：大学名誉教授の講演会出席の交通費。昭和史をテーマにした歴史講座であったが，県政との直接的な関連性が希薄であり，一般的知識・教養に準じる内容であり，調査研究の方法としての裁量の範囲を超え，相当性無く違法。

15 直方市議会政務調査費返還請求事件（福岡地方裁判所平成23年1月21日判決）

■研究研修費

パーティ参加費及び参加のための旅費・日当⇒×：会派は，「●●セミナー」（政治資金規正法第8条の2により規定されている政治資金パーティ）のパーティ券購入費用とその旅費，日当等を研究研修費として政務調査費から支出した。政治資金パーティーは，その経費を控除した収益を開催者やその他の者の政治活動等のために支出することとされており，少なくともその部分については，市政に関する調査研究のために必要であるとはいえず，明らかに本件用途基準に該当しない。また，政治資金パーティの政務調査費での参加は，公金での特定の者の政治活動資金充当であり，極めて不適切。全額違法。

19 小松市議会公金違法支出損害賠償請求事件（金沢地方裁判所平成22年3月29日判決）

■視察研修費

①交通費，日当⇒△：会派に所属する議員5名が，財政再建と行政改革の先進地である茨城県つくば市を視察。議会事務局次長，財政課長等と面談。合計40万6850円を調査旅費として支出。また，調査費・日当として別途53万5080円を支出。視察自体は調査研究と関連性が認められ，また，施行細則上，旅費に一定の日当が含まれており，同細則に従った旅費支出も適法。それゆえ，本件は概ね適法であるが，一議員の町内会連合会名義の視察研修費負担金2万5000円のみ，出張命令書や復命書が存在しておらず，内容不明であるから，同額のみ違法。

②英語学習教材購入費⇒×：会派所属議員のスピードラーニング中級コース代金5万9010円を支出。使途基準上，英語学習教材の購入費用は該当せず全額違法。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■研究研修費

講演会開催会場費，講師講演料等⇒×：最大会派である会派が，桑名市民会館で男性タレントを講師に迎え，講演会を開催した。新聞折込チラシを作成するなどして一般市民の参加を募っており，983名が参加（一般市民は無料）。本講演会の経費は合計174万3204円であり，全額政務調査費から支出。なお，会場ロビーで電子投票の模擬体験が実施された。議員9名に対し，1500名の収容が可能な市民会館を会場としていること，案内チラシを主要日刊紙へ折込み広く市民に配布していること，著名タレントが講師であること，開演前に市民の前で会派会長，桑名市長らがあいさつを行っていることから，議員の研修と関係が無い事項があり，議員ら自身の研鑽・研修目的よりも，もっぱら市民を聴衆とすることを意図した市民向け講演会として開催されたものである。全額違法。

27 鳥根県議会政務調査費返還請求事件（松江地方裁判所平成20年11月10日判決）

■研修費

妻を同伴した欧州視察旅行の経費の一部⇒×：議員が，13日間妻と2任でイギリス，ベルギー，フランス，スイスを旅行し，大英博物館，ベルギー王立美術館，ルーブル美術館，オルセー美術館，チューリッヒの街並み等を視察。旅費111万8672円中29万円を研修費として支出。全体として妻との私的旅行としての性格を多分に含んだもの。全額違法。

【政務活動費スケール／広聴広報費】	
趣旨	
会派が行う市政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費。議員活動や市政に関する広報は、政務活動費の目的に適合する。	
佐世保市運用指針及び判例	
広報誌・報告書 等印刷費	<input type="checkbox"/> (佐) 政務活動目的以外の記載混在はできない。
	<input type="checkbox"/> (佐) 政務活動報告・広報であるとしても特定団体・その構成員のみあてのものは対象外。
	<input type="checkbox"/> (判) 記念誌等祝賀広告は政務活動に資するとしても副次的なものとされるに止まり、全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 広報誌は、紙面において政務活動部分と認められる範囲で按分となる。記載内容を吟味し、政務活動以外の議員や会派としての活動等（当選のあいさつ、議員の拡大写真等含む。）が混在していると、按分となる。政務活動以外の部分が少なくとも按分5割基準適用の例、按分3分の1基準により3分の1相当部分のみ違法とした例あり。
委託費	<input type="checkbox"/> (佐) ホームページにつき、原則として、政務活動目的以外の記載の混在はできない。
	<input type="checkbox"/> (判) ホームページは内容しだいで、政務活動のための支出ではないと認定される。ホームページに議員のブログやこれへのリンク等があると全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) ホームページ管理費（メンテナンス料、ドメイン管理料、サーバー利用料、プロバイダ料金を含む。）につき、当該ホームページにつき、政務活動目的と捉えられる部分（市民のメールでの意見募集フォームはこれに含まれる。）とそれ以外の部分が混在している場合、按分5割基準適用の例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 市民相談対応のため会派控室に議員を待機させた場合の日当提供は全額違法。
	<input type="checkbox"/> (判) コンサート協賛は政務活動に資するとしても副次的なものとされるに止まり、全額否定されやすい。
<input type="checkbox"/> (判) 会派の調査研究活動や議会活動をウェブサイトに掲載したとするウェブサイト利用料は、裏付証拠がないと全額否定されやすい。	
文書通信費	<input type="checkbox"/> (佐) 郵送代につき、政務活動関係以外の文書の同時送付はできない。

文書通信費	<input type="checkbox"/>	(判) 切手の大量購入(10万円を超える。)は買い置き用であるが、個別に政務活動用の用途であることが明確でない場合、目的外支出を推認し、割合特定できないことから、按分5割基準適用。
	<input type="checkbox"/>	(佐) 携帯電話使用料は、議員一人当たり毎月の使用料1/2とし、7000円上限。
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 交通費につきガソリン代の支出は議員一人当たり毎月の使用料1/2とし、1万円上限。
その他	<input type="checkbox"/>	
留意すべき判例		
<p>3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件(福岡地方裁判所平成25年11月18日判決)</p> <p>■広報広聴費</p> <p>①切手代⇒△: 10万円を超える大量購入を繰り返しており、買い貯め用であるが、政務調査用の用途であるとの具体的な主張はなく目的外支出を推認できる。割合特定できないことから5割を目的外支出と認定。</p> <p>②プロバイダー料・ホームページ管理料⇒△: 選挙活動や政党活動等政務調査活動に当たらない部分のホームページ掲載については、原告ら側の具体的主張・立証必要。本件はそれがなく、目的外支出ありとは認められない。ただし、前年度支出部分のみ、単年度主義に反し違法。</p> <p>③部屋当番費用⇒×: 市民相談対応のため会派控室に待機させた議員に一日一人あたり3000円を支給したもの。全額目的外支出認定。</p> <p>④祝賀広告代、コンサート協賛金⇒×: 記念誌及びコンサートいずれも政務調査そのものを目的としていない。政務調査活動に資するとしても、副次的。全額目的外認定。</p>		
<p>12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件(福岡高等裁判所平成24年1月31日判決)</p> <p>■広報費</p> <p>ウェブサイト利用料⇒×: 会派は、会派の調査研究活動や議会活動をウェブサイトに掲載したとして、ウェブサイト利用料4095円を広報費として政務調査費から支出した。裏付ける的確な証拠等なく、全額違法。</p>		

14 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）

■広報・広聴費

①ホームページ関連費⇒×：会派所属議員が、自身のホームページ関連経費（初期費用及び手直費）として合計6万2000円を政務調査費から支出。ホームページは内容しないで議員の調査研究活動のための支出として合理性・必要性を欠くおそれがある。提出された証拠はホームページにリンクされている議員のブログであり、ホームページ全体で何が行われているのか疑問であり、全額違法。

②広報・広聴費（広報誌印刷代）⇒△：会派は、広報誌の印刷、製本、新聞折込料等合計282万8661円を政務調査費から支出した。この広報誌の記載内容を吟味し、裏面が、抽象的なあいさつ文が記載されているにとどまっていることから、政務調査だけでなく、それ以外の議員や会派としての活動を内容としていることが否定できず。按分5割基準を適用。

③ホームページ管理費⇒△：ホームページ管理費（メンテナンス料、ドメイン管理料及びサーバー使用料、プロバイダ料金）として合計23万6250円を支出。メールでの閲覧者への意見要望募集がなされている部分は調査活動といえるが、「源流通信」、「議員◎日記」の内容は不明であり、その全てが議会報告や市政報告であることを客観的に裏付ける証拠はない。そこで、按分5割基準を適用し、その超過部分から、議員が政務調査費取得全額を超過した手出分全額を差し引いた部分を返還すべき額とした。

④ホームページ管理費⇒△：前③と別議員の事例。同様に按分5割基準を適用し超過部分を違法とした。

⑤議員個人の会報誌印刷代、デザイン代⇒△：議員が自身の会報誌と印刷代、デザイン料合計13万9860円を支出。会報誌の内容につき、議員としての調査研究活動としての市政報告の側面と選挙活動を通じた議員としての意見表明の両側面があり、特に、選挙当選のお礼や選挙活動を通じての感想・意見は調査研究活動とは言い難い。そこで按分5割基準を適用し、超過部分は違法。

⑥インターネット関連費用⇒△：上記③と同じく按分5割基準適用。

⑦ホームページ関連経費⇒△：上記③と同じく、按分5割基準適用。

⑧ホームページ管理料⇒△：按分5割基準適用。

⑨当選のお礼を記載した「議員●通信」印刷代⇒△：紙面の4分の1程度が当選のお礼の趣旨のあいさつ文、会派の説明記載。残部が市政に関する報告。あいさつ、会派説明部分が少ないとしたうえで按分5割基準適用。

【政務活動費スケール／要請陳情等活動費】

趣旨		
<p>会派が行う要請陳情活動，住民相談等の活動に要する経費。「要請陳情活動」は地域のための予算獲得や市政の問題解決のための中央省庁，国会議員等に対する活動が想定される。住民相談は住民から個別に相談を受けることを想定しており，会議として開催される「住民相談会」は会議費が充てられることが適当と考える。要請陳情活動，住民相談等の「等」には，要請陳情活動の前提となる住民との意見交換等住民意思を把握するための活動が含まれる。</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費につき，原則として公共交通機関を利用する。
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる陳情等旅費）	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費の支給方法は，佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずる。
	<input type="checkbox"/>	(判) 私的用務による観光，レクリエーション・旅行経費は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 団体役員や経営者個人としての社会的地位により招待された式典会合への出席は否定されやすい。
その他	<input type="checkbox"/>	(判) 慶弔餞別費等，冠婚葬祭出席費，宗教活動経費は否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員個人の立場で加入している団体に対する会費は否定されやすい。
留意すべき判例		
<p>28 京都府議会会派運営費不当利得返還請求事件（大阪高等裁判所平成29年5月26日判決）</p> <p>■要請陳情等活動費</p> <p>土産物購入代金等⇒○：訪問先に持参する土産物（茶，ビール等）の購入代金につき，「会派の行事に伴う諸費用として社会通念上許容される範囲内のもの」ということができ全額適法。喫茶代，新聞及び雑誌購入代金につき，出張の費用として許されない経費とはいえないとして全額適法。</p>		

【政務活動費スケール／会議費】		
趣旨		
(1) 会派主体会議：会派が行う各種会議，住民相談会等に要する経費。		
(2) 他団体開催会議参加：団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費		
佐世保市運用指針及び判例		
(1) 会派主体会議		
会場費・機材借上費	<input type="checkbox"/>	(判) 県政報告等政務活動に資するとされる会議（報告会）開催にあたり，会場のトイレ水道料等（水道光熱費）の支出も合理性はあるが，実際に使用した料金を明らかにしなければ全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員自身の後援会が主催したものは，政務活動に当らず全額否定されやすい。
講師謝金	<input type="checkbox"/>	
資料印刷費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 原則として公共交通機関を利用する。
その他	<input type="checkbox"/>	(判) 会派の昼食を伴う議員総会，執行部会，政調部会につき，昼食代は，日常生活上当然に負担しなければならず，私的事項の公費支出と認定され全額否定されやすい。
(2) 他団体開催会議参加		
会議参加費	<input type="checkbox"/>	
文書通信費	<input type="checkbox"/>	
交通費	<input type="checkbox"/>	(佐) 原則として公共交通機関を利用する。
宿泊費	<input type="checkbox"/>	
交通費・宿泊費等旅費全体（いわゆる他団体開催会議参加旅費）	<input type="checkbox"/>	(佐) 旅費の支給方法は，佐世保市旅費条例に基づく佐世保市職員の旅費の支出基準等に準ずる。

留意すべき判例

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却，確定。

■会議費

①県政報告会に関する水道使用料⇒×：議員が自宅の隣地で観桜会を兼ねて県政報告会を開催した。その際，参加人数が300名を超えたことからトイレ2か所を用意した。うち1か所のトイレ水道料を会議費として支出。県政報告につき，議員の調査研究活動に資するものであるから，報告会開催にあたってのトイレ水道料について政務調査費からの支出にも合理性がある。しかし，本件では，実際に使用した水道料金が明らかではなく，全額違法とせざるを得ない。

②議員の県政報告会会費，会議費⇒×：議員自身の講演会が主催したものであり，講演会活動の一環であるから調査研究活動に当らず全額違法。

17 名古屋市議会政務調査費返還代位請求控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成22年9月30日判決）

※第二審名古屋高裁判決を支持し上告棄却したもの。

■会議費

①議員総会昼食代⇒×：会派の昼食を伴う議員総会を月1回程度市庁舎内で開催。昼食代合計54万2300円を支出した。議員1人あたりの昼食代は1500円～2000円。議員総会の協議は政務調査活動として認めることができる。しかし，昼食を伴う場合，その昼食代は，本来各自が日常生活上当然に負担しなければならない昼食代と特に異なる性質のものではない。政務調査費が市民の税金から支出するものであること，公務員が私的事項に公金を支出してはならないこと，市議会は市民の模範たることを期待されていること，議員には相応の報酬が支払われていることから，社会通念上，本支出は全額違法。

【政務活動費スケール／資料購入費】	
趣旨	
<p>会派が行う活動のため必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費。 ※国政に関する事項も地方との関係で対象となり得る。また、資料には電子書籍、新聞の電子版も含まれる。会員制情報提供オンラインサービスも対象となり得る。</p>	
佐世保市運用指針及び判例	
書籍購入代	<input type="checkbox"/> (佐) 市政に関する調査研究に直接関係のない資料購入は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 歴史上の人物の伝記は否定される可能性がある。
	<input type="checkbox"/> (判) 書籍名不明であると領収書があるとしても全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 観光用ガイドブックは否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 経費節減のための図書館利用までは、使途条例、規則等にそのような要請がない限り、会派には要請されない。
	<input type="checkbox"/> (判) 書籍のタイトルからして、市政との直接的な関連性が希薄であるが、他方で、全く無益ともいえないと考えられる場合、タイトルから個人的な趣味や関心による購入が明らかものと考えられるときは否定されることがある。
新聞雑誌購読料	<input type="checkbox"/> (佐) 新聞については、会派室で購読する場合に限るものとし、同じものを複数購読はできない。
	<input type="checkbox"/> (佐) 娯楽的要素のある刊行物は原則としてできない。スポーツ紙は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 業界紙、政党機関紙や会報の購読料、購入費は否定されやすい。
有料データベース利用料等	<input type="checkbox"/>
その他	<input type="checkbox"/> (佐) 市政に関する調査研究に直接関係のない講座等の受講料、資料代は不可。
	<input type="checkbox"/> (佐) 図書券は不可。

留意すべき判例

2 橿原（かしはら）市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）

■資料購入費

書籍・雑誌等の購入費⇒×：月刊「MOKU」は、議会活動の基礎となる調査研究に関する可能性が否定できない内容の記事も含まれているが全体のごく一部であり、具体的な調査研究活動に活用されるかも明らかではない。書籍「北畠親房」の購入は、同人の著作「神皇正統記」等につき書かれた書籍であるところ、橿原市の観光文化と郷土教育に関する歴史を学ぶためとの主張を排斥。議会活動のための調査研究と関連があるとはいえない。

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■資料購入費

①書籍代⇒△：書籍名が明確なものは目的内、書籍名が不明なものは全額目的外支出認定。

②政党新聞及び政党運動誌代⇒×：他党のものと併せ購入し比較検討している等の特別の事情がなければ、当該政党のための活動となる。全額目的外支出。

③書籍、地図、雑誌代⇒△：書籍名が明らかではないものにつき目的外支出認定。

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■資料購入費

京都の観光ガイドブック代⇒×：資料購入費の支出は、その資料の内容が市政と関連するものか否か等の見地から、当該資料が会派の行う調査研究活動に必要なか否かにつき判断すべき。キヨスクの「ポケットガイド京都」購入は、市政と関連性があるとは認められない。

7 青梅市議会不当利得返還（住民訴訟）請求事件（東京地方裁判所平成25年4月24日判決）

■資料購入費

書籍、雑誌購入代⇒△：平成22年4月～平成23年4月まで合計84冊の書籍と2冊の週刊誌を購入し、代金約27万円を資料購入費として政務調査費より支出した。この内、書籍「私塾、国家・国旗」は青梅市議会の議員としての活動や政務調査活動と関連性が認められず、その購入費861円は違法な支出。その他は違法な支出とはならない。なお、原告は、経費節減のため図書館で書籍を借りるべきであった旨を主張するが、本件用途条例や規則にそのような定めは無く採用できない。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■資料購入費

①新聞・雑誌購入費用⇒△：議員が新聞や雑誌の購入費用合計2万2900円を支出。スポーツ新聞、夕刊紙、週刊誌が含まれ、娯楽性の高さから、特段の事情がない限り、調査研究費の必要性に欠け違法。日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞の購入は違法ではない。

②書籍代⇒△：議員が書籍約80冊を購入。全額を政務調査費から支出。タイトルから県政との直接的な関連性は希薄、しかし、全く無益ともいえない。ただし、本件では、タイトルから個人的な趣味や関心による購入が明らかなものがあり、2分の1のみ合法とした。

【政務活動費スケール／事務費】	
趣旨	
<p>会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費</p> <p>※政務活動の対価として充当されるべきである以上、政務活動のための環境整備にまで使うことは慎重であるべき。</p> <p>※備品購入にあたっては、資産形成にならないようにする。残任期、耐用年数の勘案必要。また、政務活動以外の活動と重複する場合、按分必要。</p>	
佐世保市運用指針及び判例	
事務用品・備品・消耗品購入費	<input type="checkbox"/> (佐) 備品を購入する場合、1品目の取得金額が3万円以上の物を対象とする。
	<input type="checkbox"/> (佐) 調査研究活動に直接必要としない備品等の購入及びリースに要する経費は不可。
	<input type="checkbox"/> (佐) 任期末の備品購入、消耗品の大量購入は不可。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室の電話料金、事務機器購入・リース代、事務消耗品、医薬品、茶器購入費、茶菓購入費等は、会派活動の多面性から、1割を目的外支出とした例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室のNHK受信料、インターネット料金も会派控室基準1割目的外支出とした例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室の観葉植物リース料金、花代購入は、特段の必要性無い限り全額否定されやすい。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室のティッシュ等消耗品、タオル代、マット代、加湿器代、花の種苗代、講演会封筒デザイン代につき政務活動のための消費ではないとして全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会費控室のケーブルテレビ料金につき、娯楽性が高いとして全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 2万2050円のコーヒーカップにつき不相当に高額であり全額違法とされた例あり。
	<input type="checkbox"/> (判) 会派控室の通信運搬費、庁舎等管理・使用料、文具購入費、控室職員の名刺代につき、会派控室では政務活動以外の活動も行われていると推測できることから、按分5割基準を適用した例あり。
<input type="checkbox"/> (判) 事務所賃料を用途基準上支出可能である場合に支出された電話料金、インターネット料金につき、按分5割基準を適用した例あり。	

事務用品・備品・消耗品購入費	□	(判) 自宅兼事務所(後援会事務所や政党支部事務所等)を政務活動のための事務所として、その場所で支出したコピー機、パソコンリース料金、パソコンウイルス対策ソフト代につき按分3分の1基準を適用し、同範囲を超えた部分を違法とした例あり(自宅プライベート3分の1、政務活動3分の1、政務活動以外の議員活動3分の1か)。
	□	
備品維持費	□	(判) 事務所の備品減価償却費について、政務活動費からの支出を認める余地はあるが、議員事務所と兼用であることから、按分5割基準を適用した例あり。
文書通信費	□	
その他(特に事務所賃料等)	□	(判) 年度をまたぐ再リース料については、単年度按分が必要。翌年度分の支出は全額否定されやすい。
	□	(判) インターネットプロバイダ料も議員事務所兼用の場合、按分5割基準を適用。
	□	(判) 事務所賃料を事務費として支出したが、使途基準が、「事務用品、備品購入費、通信費」を挙げているが「事務所借り上げ費」を挙げない場合、その支出を想定しておらず、事務所を賃借せざるを得ない特段の事情の立証がない限り、全額否定されやすい。
	□	(判) 事務所土地代を使途基準上支出可能であっても、政務活動のための使用とそれ以外の使用混在が予測され、区別立証できなければ、按分5割基準を適用し、超過額を違法とされやすい。かかる事情での事務所の事務機器購入費、事務用品代も按分5割基準適用。
	□	(判) 事務所賃料を使途基準上支出可能であっても、議員活動の事務所と同じ場所とした場合、按分5割基準を適用した例あり。

その他（特に事務所賃料等）	<input type="checkbox"/>	（判）事務所賃料を用途基準上支出可能であっても、自身または親族が経営する法人が所有する事務所、もしくは、事務所所在地が自身の住所と同一の場合、調査研究活動のための使用とそれ以外の使用の混在が予測され、原則按分5割基準を適用し、超過額を違法とされた例がある。
	<input type="checkbox"/>	（判）事務所賃料を用途基準上支出可能であっても、自己所有物件を政務活動費のための事務所とした場合、その賃料につき、全額違法とされた例がある。
	<input type="checkbox"/>	（判）事務所賃料を用途基準上支出可能であるとしても、その事務所につき、机、いす、パソコン、プリンターはあるが、「自宅兼後援会事務所から30m離れた場所に位置する」、「当該事務所の所有権者は議員の実父」、「トイレ、インターホン、郵便受け、電話機、ファクシミリ、コピー機が存在しない」、「水道料金、電気料金の使用実績少ない」、「政務活動のために雇った人員も近隣の自宅兼後援会事務所に常駐」、「選挙管理委員会あてに届け出た証票交付先登録地も当該事務所ではなく自宅兼後援会事務所」という政務活動のための利用目的に反する事情が多数ある場合につき、全額否定の例あり。
	<input type="checkbox"/>	（判）賃料領収書が議員経営の法人発行という異常な外見がある場合につき、全額違法の例あり。
	<input type="checkbox"/>	（判）妻が代表取締役の不動産会社事務所と議員の後援会事務所を兼ねる自宅敷地内にある建物の賃料の支出につき全額違法とされた例あり。

留意すべき判例

2 檀原市議会政務調査費違法支出不当利得返還請求控訴事件（大阪高等裁判所平成26年3月18日判決）

■事務所費

①減価償却費⇒△：議員が各自が購入したパソコン，プリンター，液晶プロジェクターの購入費用につき減価償却法によって計算した平成22年度分の減価償却費を政務調査費から支出したことについて，「議員事務所と同一の住所に各自が所属する政治団体の事務所を置いている」ことから，政治団体の活動等にも利用されていると推認され，減価償却費の支出につき，2分の1までを調査研究活動のため必要なものとする。

②年度をまたぐ再リース料⇒×：再リース料を政務調査費から支出する際には，単年度ごとに按分した金額によることが合理的かつ相当。

③リース料，インターネットプロバイダー契約料⇒△：上記①と同じく，議員事務所と政治団体事務所の同一から，2分の1まで容認。

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■諸事務費及びその他

①会派控室に係る経費（電話料金，事務機器購入・リース代，事務消耗品，医薬品・茶器購入費，茶菓購入費等）⇒△：会派活動の多面性に鑑みると，会派控室において政務調査活動以外の活動が行われている可能性までは完全に排除できない。当事者からの特段の立証がなければ，1割を目的外支出とする。

②控室観葉植物リース代金等⇒×：通常政務調査活動に必要とはいえず，被告会派の説明・反証を要するが，これがない。全額目的外支出。

③通信料，NHK受信料，議員自宅事務所インターネット代，事務用品購入費，自動車借り上げ料等⇒△：会派控室に係る経費は目的外支出混在推認。項目を間違えている部分もある。会派控室支出ルールに準じて1割を目的外支出と算定。

④花代⇒×：来客時和やかな雰囲気維持は不相当。

⑤議員個人事務所で会派の出張所としての機能も有する事務所⇒△：政務調査活動以外の活動混在を推認できることから1割を目的外支出と認定。

4 名古屋市議会住民訴訟控訴事件（最高裁判所第一小法廷平成25年9月19日判決）

■事務費

事務所借り上げ費⇒×：名古屋市の政務調査費使途基準では、政務調査費から支出することを許容する経費として「事務費」を挙げているが、その例として、「事務用品、備品購入費、通信費」を挙げており、「事務所借り上げ費」を挙げていないことからこれを想定していないと言わざるを得ない。その理由として、①事務所の賃料は高額になりがちだが、費用対効果が不確実、②後援会活動等本来の政務調査活動と無関係な活動に利用されやすい。③自宅以外の空間を恒常的に確保しなければ実施できない政務調査活動が想定し難いこと等が考えられる。よって、事務所確保が政務調査活動を実施する上で不可欠である特別の事情を被告らが主張・立証しなければならない。全額違法認定。

5 掛川市議会不当利得返還請求権行使請求事件（静岡地方裁判所平成25年7月26日判決）

■事務所費・その他の経費

①事務所土地地代⇒△：事務所費が政務調査に必要なものと認められたとしても、實際上、政務調査のための支出とそれ以外の政治活動のための支出と明確に区別することは困難であり、特に反証がなければ、条理上、50%で按分し、これを超えるものは違法な支出となる。

②事務機器代・事務用品代⇒△：前①と同様に50%按分ルール適用。

6 新潟県議会政務調査費返還履行請求控訴事件（東京高等裁判所平成25年6月4日判決）

■事務所費

自身または親族が代表を務める会社から借り受けた物件等への賃料⇒△：調査研究活動を行うための活動拠点確保には、必要性・合理性あり。しかし、その拠点が、自己または親族が代表を務める法人から借り受けた物件である場合や、その住所が自己の住所と同一の場所である場合、調査研究活動の使用とそれ以外の使用に明確に区分することは不可能。法、条例及び規定、特に本件用途基準の趣旨に照らせば、特段の事情が無い限り、5割を調査研究活動に要した支出とするのが相当。その超過部分は違法。

8 堺市議会政務調査費返還請求事件（大阪高等裁判所平成25年3月22日判決）

■事務所費

事務所賃料⇒×：議員は、自宅兼後援会事務所から約30m離れた建物（議員の実父所有）を、政務調査活動のための事務所として賃借し、その賃料180万円と付随する駐車場の賃料12万円の合計192万円を平成20年度の政務調査費から支出した。この建物内には、机、椅子、プリンター、パソコン等は設置されているものの、トイレ、郵便受け、インターホンは存在せず、電話線差込口はあるものの、固定電話、ファクシミリ、コピー機は無かった。水道料金、電気料金の使用実績は少なく、議員が雇用していた政務調査活動のための事務員2名も自宅兼後援会事務所常駐であった。堺市選挙管理委員会委員長あてに提出していた証票交付申請書の事務所所在地は、本件建物所在地ではなく、自宅兼後援会事務所所在地であった。これらからすると、本件建物は、政務活動に必要であったとはいえず、駐車場と併せて賃料支出は違法。

12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）

■事務費

①通信運搬費、庁舎等管理・使用料、文具購入費⇒△：会派は、電話代等として、9万8447円、庁舎等管理・使用料6万8725円、文具購入費1581円の合計16万8753円を事務費として政務調査費から支出した。議員控室では、政務調査活動以外の政治活動も行われていると推認できる。社会通念に照らし5割按分を適用し、5割を超過する部分を違法認定。

②職員の名刺代⇒△：会派の議員控室の職員の名刺代を政務調査費より支出。上記①と同じく5割按分を適用。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却，確定。

■事務所費

①固定電話代，携帯電話代，インターネット料等⇒△：議員が，事務所の固定電話料金，ファクシミリ料金，インターネット料金の各65%，携帯電話の60%を支出。この65%，60%の根拠は示されていない。5%の違いも不明。按分5割基準を適用し，その超過部分のみ違法。

②事務所賃料，管理運営費⇒×：議員が，事務所賃料の50%を政務調査費から支出。領収書は，議員が経営する株式会社が作成したもの。実際に事務所として使用されていたか等不明であり，全額違法。

14 西宮市議会政務調査費違法支出返還請求事件（神戸地方裁判所平成23年5月11日判決）

■事務所費・事務所経費

①3か所分の事務所家賃，光熱費⇒△：会派が，第1事務所家賃，第2事務所家賃及び光熱水費の各3分の1，第3事務所の家賃，水道代及び電気代をそれぞれ政務調査費から支出した。第1事務所は会派所属議員の個人事務所であり按分5割基準を適用し超過部分は違法。第2事務所も会派所属別議員の個人事務所であるが，家賃及び光熱水費の各3分の1とされていることから，按分5割基準を適用しても全額適法。第3事務所も第1事務所同様按分5割基準を適用し超過部分は違法。なお，原告らは，会派の経理責任者に返還義務があるとするが，返還義務は，政務調査費の交付を受けた会派や議員に課される。

②事務所賃借料，事務機器使用料⇒△：西宮市内建物2階部分の事務所，付属コピー機，印刷機，パソコン等事務機器賃借。按分5割基準を適用し，超過部分より，その年，議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

③事務所家賃⇒△：事務所家賃。按分5割適用。半額超過額から，その年，議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

④自己所有物件に支払った事務所賃料⇒×：議員は，1階を店舗と事務所，2階と3階の一部を自宅，3階の残部を貸家とする建物を所有していた。3階賃貸部分を事務所として使用したとして政務調査費から45万円取得。調査研究活動のための支出として合理性がないといわざるを得ず，政務調査費支出部分全額につき，その年議員が手払いした額を控除した額を違法認定。

⑤暖房費，エアコン取り替え費⇒△：前④の事務所の暖房費とエアコン取り替え費を支出。暖房費は按分5割基準適用。エアコン設置費用は自宅事務所であることから全額違

法。

⑥駐車場代⇒△：9か月間に合計12万円支出。政務調査の来客用駐車場として月に2、3日程度、1日当たり2～3時間使用。按分5割基準適用。

⑦駐車場代⇒△：前⑥と同様に按分5割基準適用。超過部分から、その年の議員の手払い分を控除した額を違法認定。

⑧事務所家賃⇒△：上記③と同じく按分5割基準適用、その年の議員の手払い分を控除した額を違法認定

⑨事務所家賃及び関連費用⇒△：上記③、⑧と同様。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■事務費

コピー機リース代⇒△：会派は所属議員3名のコピー機やパソコンのリース代の合計38万5932円を事務費として政務調査費から支出した。リース物件をいずれも自宅兼事務所内に設置し利用していた。それゆえ、調査研究活動以外の議員活動にも利用されていたことが推認される。市議会議員の職務内容等に照らし、政務調査費を充てることが許されるものとして按分3分の1基準を適用。これを超過する部分は違法。

20 熊本市議会政務調査費返還履行請求事件（熊本地方裁判所平成22年3月26日判決）

■事務所費

①ティッシュ等消耗品代，タオル代，マット代⇒×：会費控室で使用した消耗品。事務所の備品・消耗品代のうち政務調査費からの支出が認められるものは，政務調査のための事務所が機能するために通常必要とされる備品・消耗品に限る。全額違法。

②ティッシュ代・植木リース料⇒×：上記①と同じく全額違法。

③観葉植物リース代，水代⇒×：上記①と同じく全額違法。

④ケーブルテレビ料⇒×：番組内容につき娯楽的要素が高いものが多く見られる。全額違法。

⑤パソコンウィルス対策代，消耗品代等⇒△：自宅の一室を政務調査のための事務所として利用している。同事務所は後援会事務所としても利用していたと認めるのが相当であるため，按分3分の1基準を適用し，これを超える部分を違法認定。

⑥事務所賃料⇒×：60万0924円支出。妻が代表取締役を務める不動産事務所と当該議員の後援会事務所を兼ねる自宅敷地内建物を政務調査のための事務所として賃借している。そもそも賃料発生自体極めて強い疑義が生じるところ，合理的説明なく全額違法。

⑦不相応に高価なコーヒーカップ代⇒×：2万2050円のコーヒーカップ。使途基準に合致する支出でも不相応に高額である場合，合理性・必要性を欠く。反証もなく全額違法。

⑧事務所備品代，経費⇒△：自宅兼事務所のための備品代や経費56万0069円（固定電話代，コーヒー豆代，デジタルカメラ代，パソコン関連機器代等）支出。自宅兼事務所であることから，按分5割基準を適用。超過部分は違法。

⑨加湿器代⇒×：政務調査活動のための通常必要とされる備品・消耗品は認められない。全額違法。

⑩事務所賃料⇒△：割引後年額賃料100万円の内60万円を政務調査費から支出。事務所と●●政策懇話会事務所を兼ねていることから按分5割基準を適用。10万円が違法。

⑪事務所賃料⇒×：60万円を支出。自宅と同一敷地内建物の一部分が対象であり，支払先は議員自身が過去に代表取締役を務め，現在取締役の有限会社。全額違法。

⑫花の苗代，ティッシュ代，薬代⇒×：事務所で用いた消耗品。全額違法。

⑬事務所及び駐車場賃料，電池代，接着剤代⇒△：政務調査活動のための事務所だけでなく，●●党支部事務所，議員自身の後援会事務所の住所として届けられている。よって，同事務所は政務調査活動以外にも利用されていると認められ，按分3分の1基準適用。超過部分は違法。

■雑費

①後援会封筒デザイン代，封筒印刷代⇒×：合計18万9000円支出。端的に全額違法。

②使途不明支出⇒×：支出を裏付ける領収書等なし。全額違法。

【政務活動費スケール／人件費】		
趣旨		
<p>会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費</p> <p>※人件費については、政務活動を補佐しているという実態が必要であり、それ以外の活動も補佐しているのであれば按分するべきである。</p> <p>※人件費の前提として、雇用実態とともに、雇用関係を証明できる書類の整備が必要である</p>		
佐世保市運用指針及び判例		
給料	<input type="checkbox"/>	(判) 個人事務所の補助員の賃金を目的外支出として全額否定した例あり。
手当	<input type="checkbox"/>	
社会保険料	<input type="checkbox"/>	
賃金	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室にて業務を行わせた者へのアルバイト代につき、政務活動以外の仕事に従事した可能性から、1割を目的外支出認定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 会派控室にて業務を行わせていた者の制服費につき、会派控室1割目的外認定ルールを適用した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員控室職員につき、議員の所属政党における活動と議員活動との密接な関連性の存在、職員がマスクミ対応、市民の訪問や電話対応も行ってたことを考慮して、政務活動以外の執務もしていたことを推認し、社会通念に従った按分5割基準を適用して、5割を超えた部分を違法と認定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議会開催時のアルバイト代は議会参加のための費用であり、全額否定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 議員が、事務所職員の賃金につき、業務委託人件費として、政務活動費から議員経営の株式会社へ支出した事例につき全額否定した例あり。
	<input type="checkbox"/>	(判) 交通整理のみをさせていた者への賃金支払いにつき全額否定した例あり。
その他	<input type="checkbox"/>	

留意すべき判例

3 福岡市議会政務調査費返還請求住民訴訟事件（福岡地方裁判所平成25年11月18日判決）

■補助員等雇用費

①アルバイト代⇒△：会派控室業務に従事させた者に対するアルバイト代につき、会派活動の多面性に鑑みると、政務調査活動以外の活動が行われている可能性まで完全に否定できない。よって、当事者からの特段の事情が無い限り、その1割が目的外支出とするのが相当。

②議会開催時のアルバイト代⇒×：議会の参加のための経費であり全額目的外認定。

③制服代⇒△：会派控室で会派活動に従事する補助員の制服代につき、上記①と同じ理由により、1割を目的外支出とした。

④領収書不提出事例⇒×：全額目的外支出認定

⑤個人事務所勤務の補助員等雇用費⇒×：全額目的外支出認定

12 大分県議会政務調査費返還等請求控訴事件（福岡高等裁判所平成24年1月31日判決）

■人件費

議員控室職員に係る人件費⇒△：会派が所属議員の議員控室職員の人件費合計305万5978円を人件費として政務調査費から支出した。議員及び職員とも職員が政務調査専従の雇用であったと主張するが、議員の所属政党における活動と議員活動との密接な関連性の存在、職員がマスコミ対応、市民の訪問や電話対応も行っていたことを考慮すると、政務調査以外の執務もしていたことを推認できる。社会通念に従った5割按分を適用し、5割を超えた部分を違法と認定。

13 岩手県議会政務調査費返還請求控訴事件（仙台高等裁判所平成23年9月30日判決）⇒県側最高裁上告も棄却、確定。

■人件費

①職員給与⇒△：資料収集、電話・来客の対応、資料整理等の調査研究活動の補助事務に従事していた者への給与約28万円を支出。調査研究活動の補助業務への専従性が合理的に説明されているとは言い難く、按分5割基準を適用。超過部分は違法。

②業務受託職員人件費⇒×：議員が、事務所職員の人件費月額30万円を業務受託職員人件費として政務調査費から自身が経営する株式会社に支払っていた。途中から、月額18万円を職務報酬として個人に支払った。この経緯、人件費が大幅に減額となった理由は証拠上判然とせず、不自然であり、人件費が支払われていたかについて疑問がある。全額違法。

16 小山市議会政務調査費不当利得返還請求事件（宇都宮地方裁判所平成23年1月19日判決）

■人件費

事務整理費⇒△：会派は、所属議員の個人事務所に係る「資料整理・作成費」，「議事整理代・調査活動記録整理代」，「事務整理費」等合計32万2400円を支出。証拠関係上、対象職員が、もっぱら調査研究活動以外の議員活動に関する業務にも従事していたと推測できる。按分5割基準を適用し、超過額を違法認定。

24 桑名市議会損害賠償（住民訴訟）請求等控訴事件（名古屋高等裁判所平成21年2月26日判決）

■人件費

交通整理のアルバイト代，ガードマン代⇒開催費等が全額違法とされた講演会の交通整理アルバイト代，ガードマン代。全額違法。